

KOSUJGE

山梨県 小菅村

公共施設等総合管理計画

令和 5 年 3 月



山梨県 小菅村

平成 29 年度策定(令和 4 年度改訂)



目次

I	公共施設等総合管理計画の概要	
1.	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2.	本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	3
II	公共施設を取り巻く環境	
1.	将来の人口 現状予測～第2期小菅村地方創生総合戦略より	5
2.	財政状況	6
3.	公共施設（建築物）の状況	8
4.	インフラ施設の状況	13
III	公共施設等総合管理計画の基本方針	
1.	公共施設等を取り巻く課題	15
2.	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	16
IV	施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果	
1.	公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性	23
2.	インフラ施設の管理に関する基本方針	38
3.	公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	40
V	公共施設マネジメントの実行体制	
1.	推進体制・推進スケジュール	47
2.	フォローアップとPDCAサイクルの確立	49
3.	情報等の共有と公会計の活用	50

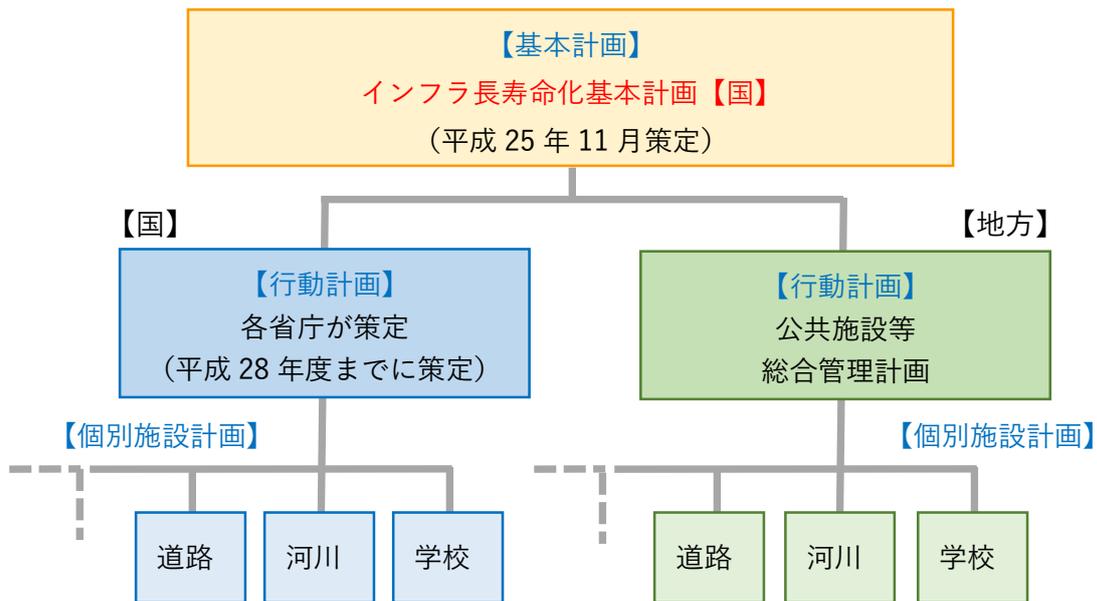
1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

我が国では、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（公共施設およびインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっています。また、人口減少・少子高齢化の進行などによる人口構造・社会情勢等の変化に伴って、公共施設等の需要・利用者ニーズも大きく変化していくことが想定されます。

こうした中、平成 26（2014）年 4 月、総務省は全国の地方公共団体 1,718 団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

この要請の中で、地方公共団体は公共施設等全体を対象として、人口や財政の見通し等をもとに 10 年以上の長期的な視点に基づき、速やかに計画を策定することが望ましいとされています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

小菅村においても、学校やレクリエーション・観光施設などの公共施設、道路や橋りょうなどのインフラ資産の多くが昭和 50 年代や平成初期にかけて整備・建設され、改修や更新が必要な時期を迎えつつあるなど、施設の老朽化の進行が懸念されています。

しかし、施設の改修や更新には多額の費用を必要とすることから、厳しい財政状況下にある小菅村において、将来的に全ての公共施設等をこのまま維持していくことは困難であると想定されます。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

上記の計画策定の背景を踏まえ、「小菅村公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」と称す）を策定します。

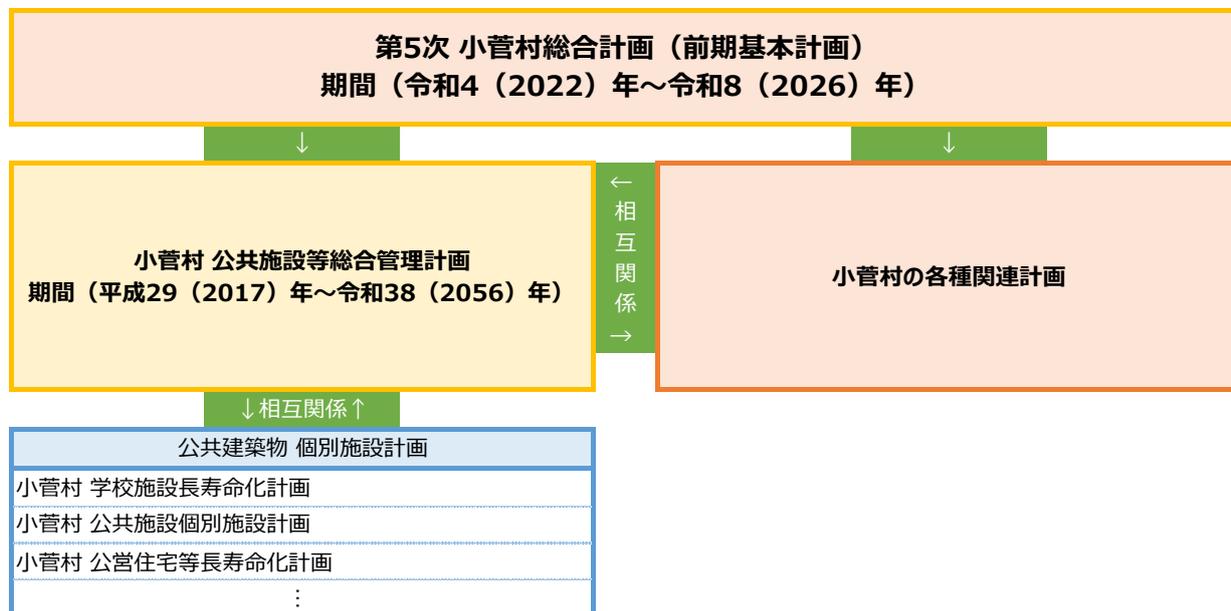
本計画は、小菅村の公共施設等を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理についての基本的な考え方や、その実施に関する方針を示すことを目的として策定する計画です。また、計画の実現にあたっては、全庁一丸となって着実に推進していくことを目指すものです。

小菅村では、本計画により、計画的かつ効率的な公共施設等の長寿命化、公共施設の利用促進、あるいは統廃合の推進などによって、真に必要で利便性の高い公共施設等を次世代に引き継いでいくため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組んでいきます。

なお、本改定に係る総務省自治財政局財務調査課長通知（令和4年4月1日）「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」は抜粋・一部加工したものを参考資料としてP.51に掲載しております。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

小菅村には村づくりの最上位に位置付けられる「第5次小菅村総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。



2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

小菅村が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ施設を対象とします。公共施設（建築物）については、住民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設など12類型に分類しました。

また、インフラ施設については、道路（村道、農道、林道）、橋りょう、簡易水道、下水道、農業集落排水の7種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

施設分類				主な施設
大分類		中分類		
公共施設 (建築物)	1	住民文化系施設	集会施設	中央公民館、中組集会場、農山村広場交流施設など
	2	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	宮川プール、池の尻グラウンド、村民プールなど
			レクリエーション施設・観光施設	東部森林公園キャンプ場、寺子屋自然塾など
			保養施設	小菅の湯 温泉内 工芸館、体験施設など
	3	産業系施設	産業系施設	農業振興センター
	4	学校教育系施設	学校	小菅小学校 校舎、小菅小学校 体育館など
			その他教育施設	給食センター
	5	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育所
	6	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター きぼうの館
	7	医療施設	医療施設	新診療所施設（医師住宅併設）
	8	行政系施設	庁舎等	本庁舎、長作清流苑
			消防施設	消防庁舎、2部消防会館
9	公営住宅	公営住宅	淀住宅、宮川住宅、井狩原住宅など	
10	公園	公園	川久保公園、長作公園	
11	供給処理施設	供給処理施設	林業廃棄処理施設	
12	その他	その他	中組教員住宅、橋立バス停公衆便所、水工場など	
インフラ系施設	1	道路	道路	一級村道、二級村道など 総延長 42,837m
	2	農道	農道	総延長 8,648m
	3	林道	林道	総延長 16,461m
	4	橋りょう	橋りょう	計 36 橋、総延長 467m
	5	簡易水道	簡易水道	管路総延長 13,516m
	6	下水道	下水道	小菅ポンプ場、小菅浄化センター、管路
	7	農業集落排水	農業集落排水	管路、農業集落排水施設

(2) 計画期間

計画期間は、平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの 40 年間とします。計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、内容の改定を行います。

小菅村では昨今の公共施設等を取りまく状況変化に対応するため、令和 5（2022）年度に本改定を実施いたします。

今後も上位・関連計画や社会情勢の変化などにも応じておおむね 5 年ごとに見直しを行っていくこととします。

計画期間「40 年間」

平成 29（2017）年度～令和 38（2056）年度



II

公共施設を取り巻く環境

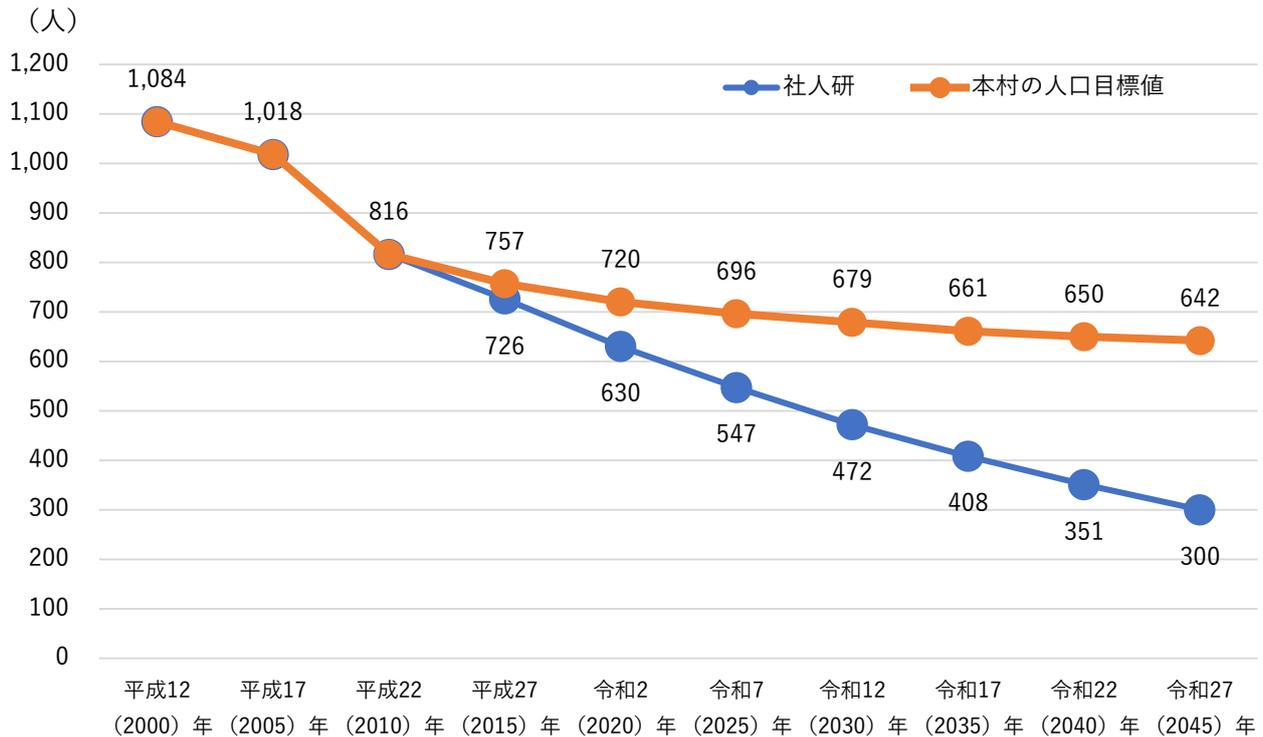
1. 将来の人口 現状と予測～第2期小菅村地方創生総合戦略より

小菅村の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、社人研推計準拠の推計によると、平成27（2015）年に726人まで減少しており、令和22（2040）年には400人を下回り、令和27（2045）年には300人程度にまで減少するとの推計結果が示されています。

国の長期ビジョンを勘案しつつ、小菅村の人口の現状と課題を踏まえ、出生率の向上、転出の抑制、転入の促進に総合的に取り組むことにより、600人台を維持と、その後の700人台への回復を目標とします。

■将来人口の目標値

（参照元「第2期小菅村地方創生総合戦略」）



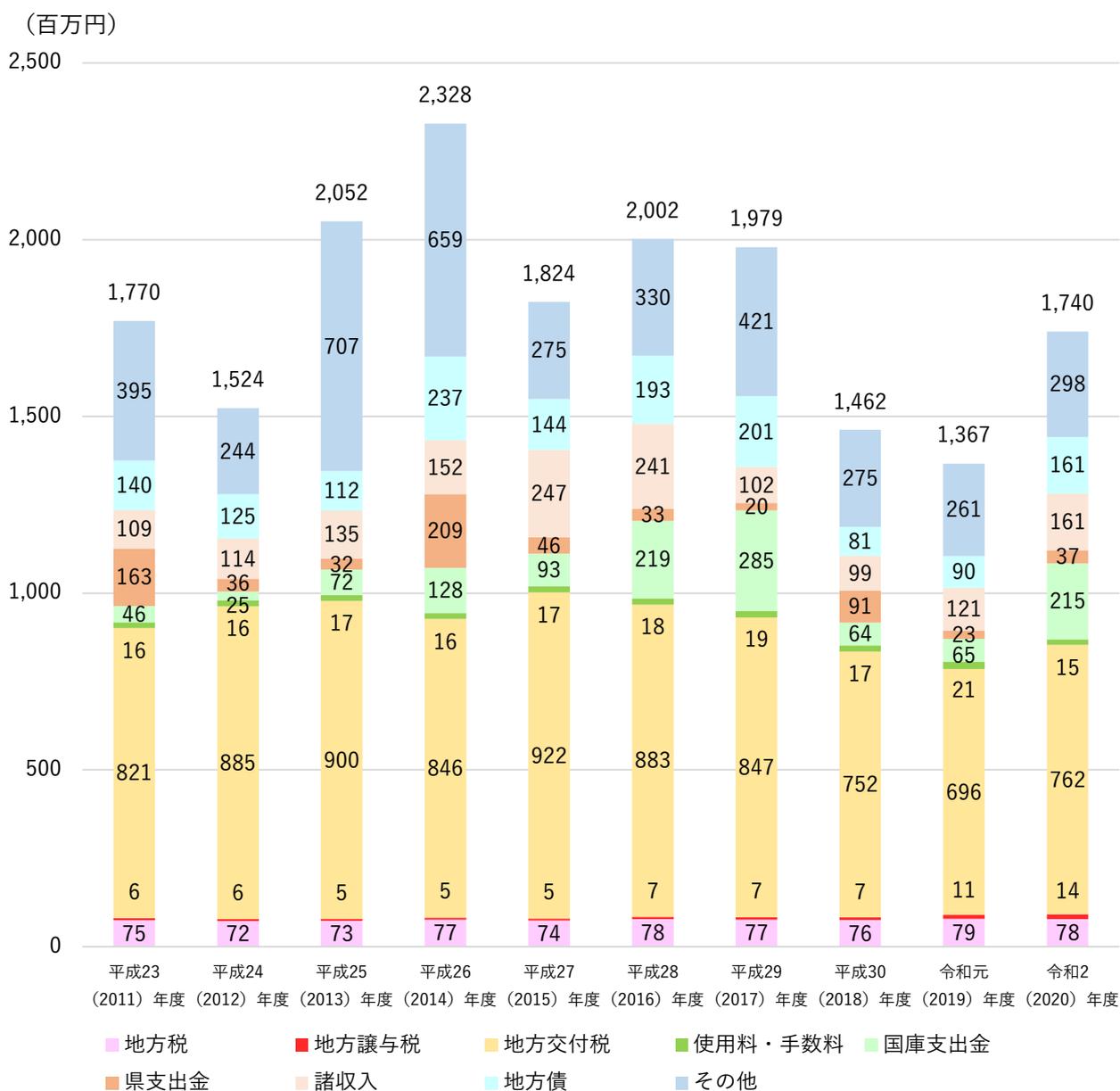
2. 財政状況

(1) 歳入

小菅村の歳入（普通会計）の状況を見ると、地方税収入は平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度にかけて約 7 千万～8 千万円であり、ほぼ一定に推移しています。

歳入の多くは地方交付税や国・県の支出金に依存している状況にあり、今後も厳しい財政運営が続く見込みです。なお、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルスの対策費により国庫支出金が増加したことから、歳入は 4 期ぶりに前年比増加の約 17 億 42 百万となりました。

■平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までの歳入の推移



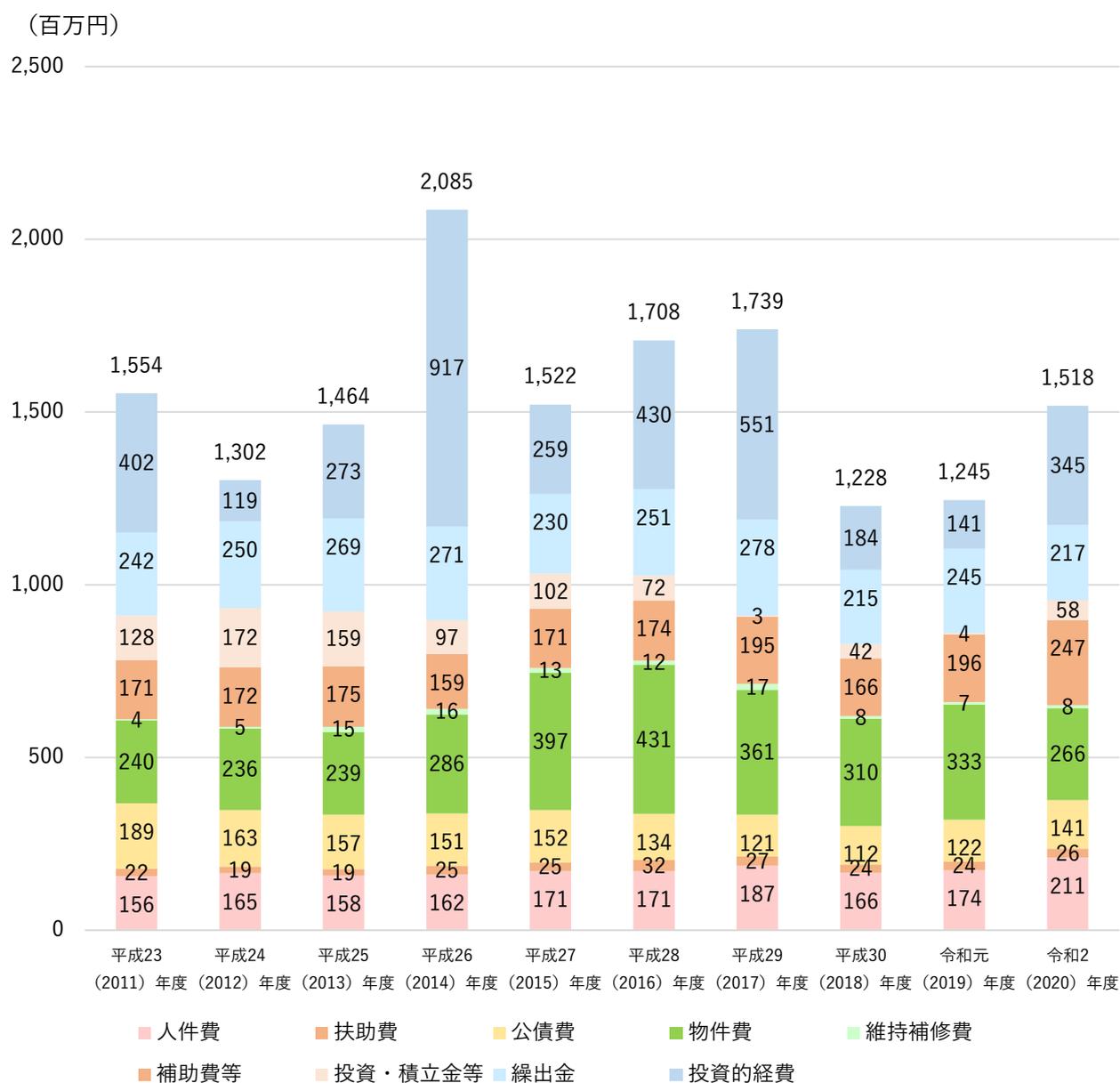
※決算統計より加工作成

(2) 歳出

一般会計を基に小菅村の歳出状況の過去 10 年をみると、歳出状況としては投資的経費以外の歳出は直近 10 年間ではほぼ横ばい状態です。一方、投資的経費については、庁舎の建替えを行った平成 26 (2014) 年には約 9 億円となり、この年は歳出額も約 21 億円のこの 10 年間で最大となりました。

今後も施設の老朽化対策や施設更新のために、投資的経費が増えることが予想され、これらが歳出全体を押し上げると考えられます。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出の推移



※決算統計より加工作成

3. 公共施設（建築物）の状況

（1）公共施設（建築物）の保有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和3（2021）年度末（令和4（2022）年3月31日現在）の公共施設（建築物）は76施設あり、延床面積合計は25,501.1㎡となっており、その内訳は、大きい順でスポーツ・レクリエーション系施設が39.7%、学校教育系施設が17.6%、公営住宅が10.8%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）35.5㎡となっております。

施設類型	施設数	棟数	延床面積（㎡）	割合	人口一人当たり面積（㎡）
1 住民文化系施設	9	9	1,864.5	7.3%	2.6
2 スポーツ・レクリエーション系施設	13	51	10,109.9	39.7%	14.1
3 産業系施設	1	1	107.5	0.4%	0.2
4 学校教育系施設	3	9	4,486.1	17.6%	6.3
5 子育て支援施設	1	1	292.4	1.2%	0.4
6 保健・福祉施設	1	1	996.9	3.9%	1.4
7 医療施設	1	1	215.3	0.8%	0.3
8 行政系施設	4	4	1,639.6	6.4%	2.3
9 公営住宅	17	33	2,751.7	10.8%	3.8
10 公園	2	4	190.3	0.8%	0.3
11 供給処理施設	1	2	851.5	3.3%	1.2
12 その他	18	18	1,995.5	7.8%	2.8
合計	71	134	25,501.1	100.0%	35.5

※ 令和3（2021）年度末固定資産台帳より作成

※ 公共サービス等を提供する場所そのものの数を施設数としてカウントし、純粋な建物の数を棟数としてカウント

※ 人口は住民基本台帳 人口集計 令和2（2020）年4月30日より

※ 平成29年度策定の計画より住民文化系施設は10施設から9施設に減少しています。

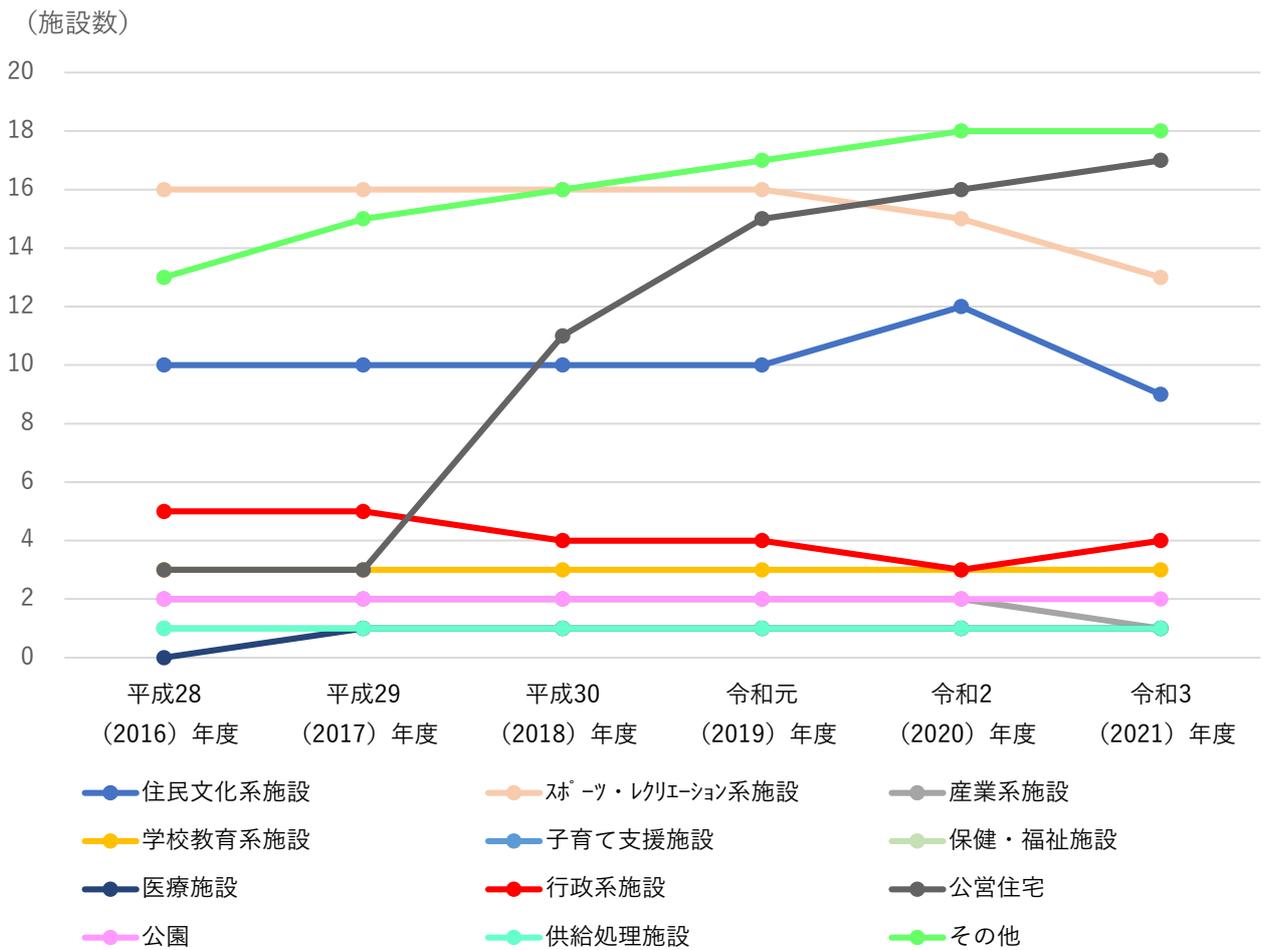
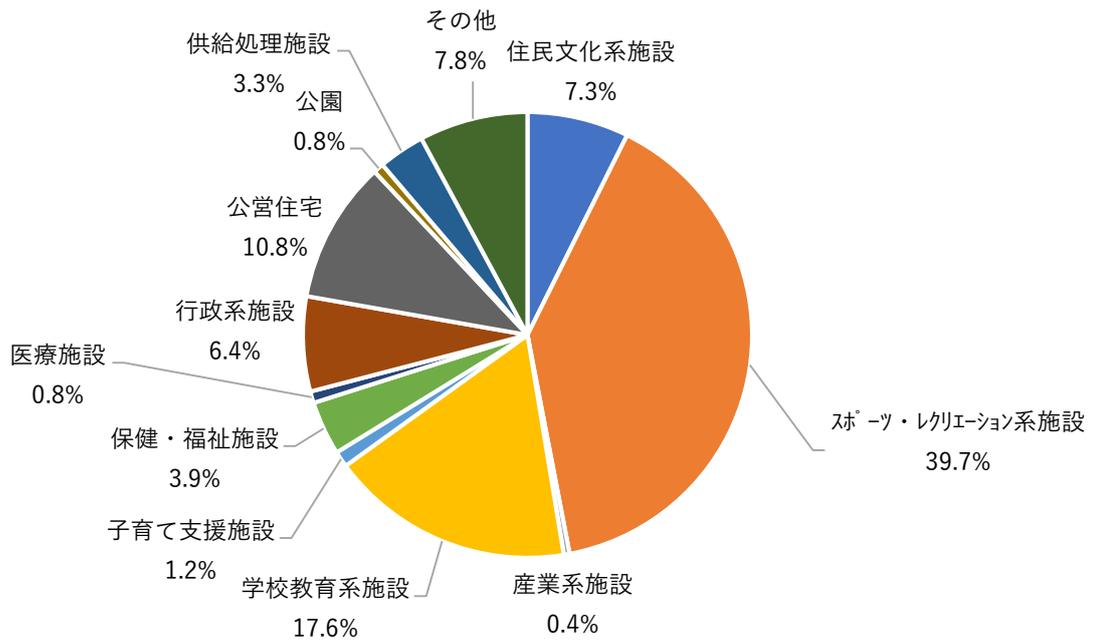
スポーツ・レクリエーション系施設は16施設から13施設に減少しています。

産業系施設は2施設から1施設に減少しています。

行政系施設は5施設から4施設に減少しています。

公営住宅が3施設から17施設に増加しています。

その他施設が13施設から18施設に増加しています。



(2) 公共施設老朽化（建築物）の状況

① 建築経過年数の状況

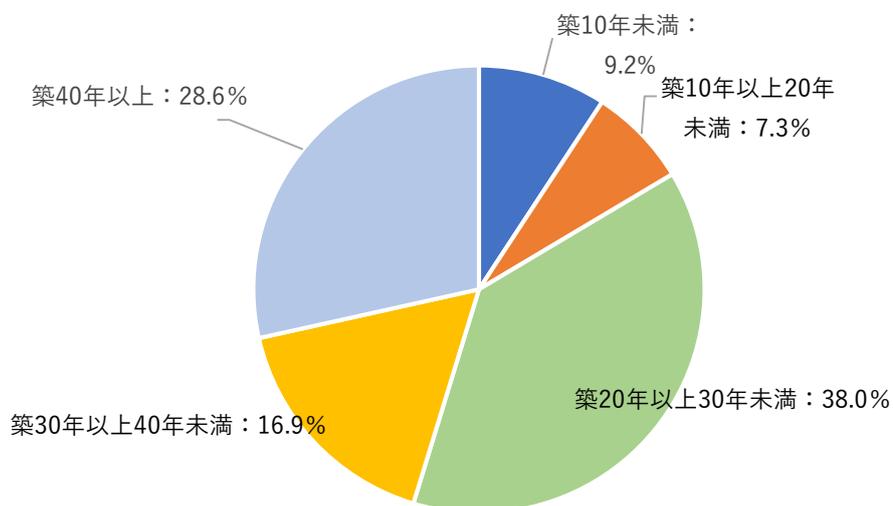
公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の約54.54%となっており、築年数30年以上の公共施設は約45.45%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち約28.6%を占めています。

(単位：㎡)

施設類型	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
1 住民文化系施設	0.0	0.0	100.0	282.5	1,481.9	1,864.5
2 スポーツ・レクリエーション系施設	178.0	801.0	5,325.2	2,996.5	809.3	10,109.9
3 産業系施設	0.0	0.0	0.0	0.0	107.5	107.5
4 学校教育系施設	0.0	0.0	1,120.0	137.0	3,229.1	4,486.1
5 子育て支援施設	0.0	0.0	0.0	0.0	292.4	292.4
6 保健・福祉施設	0.0	0.0	996.9	0.0	0.0	996.9
7 医療施設	215.3	0.0	0.0	0.0	0.0	215.3
8 行政系施設	1,399.0	0.0	0.0	0.0	240.6	1,639.6
9 公営住宅	516.5	139.1	1,800.0	159.7	136.4	2,751.7
10 公園	0.0	0.0	190.3	0.0	0.0	190.3
11 供給処理施設	0.0	851.5	0.0	0.0	0.0	851.5
12 その他	48.1	60.8	168.0	723.8	994.8	1,995.5
計	2,356.9	1,852.5	9,700.4	4,299.5	7,291.9	25,501.1
割合	9.2%	7.2%	38.3%	16.8%	28.5%	100.0%

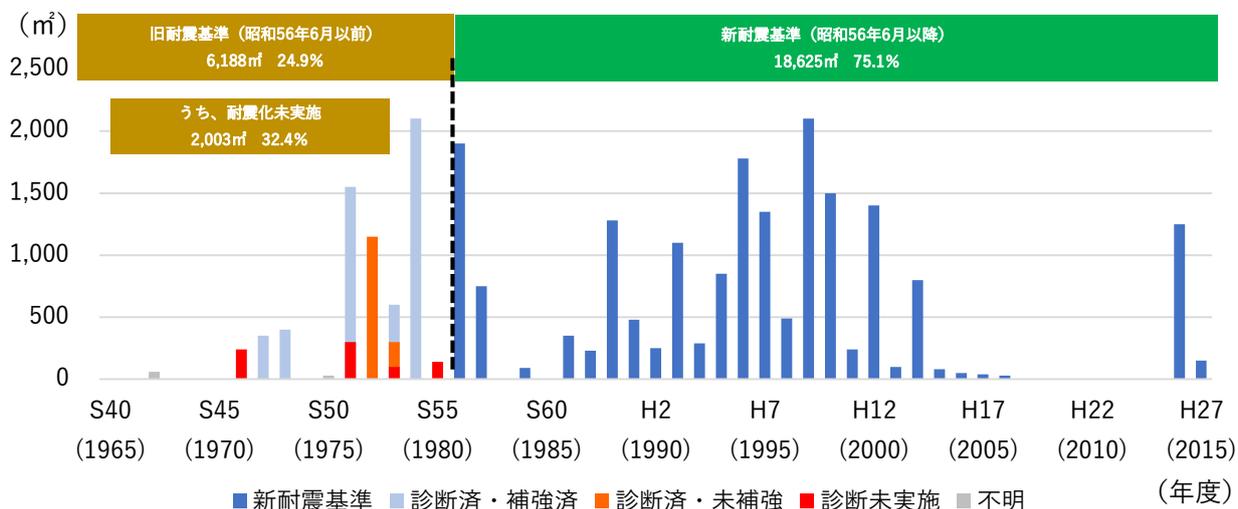
※令和3年度末固定資産台帳より作成



②耐震化の状況

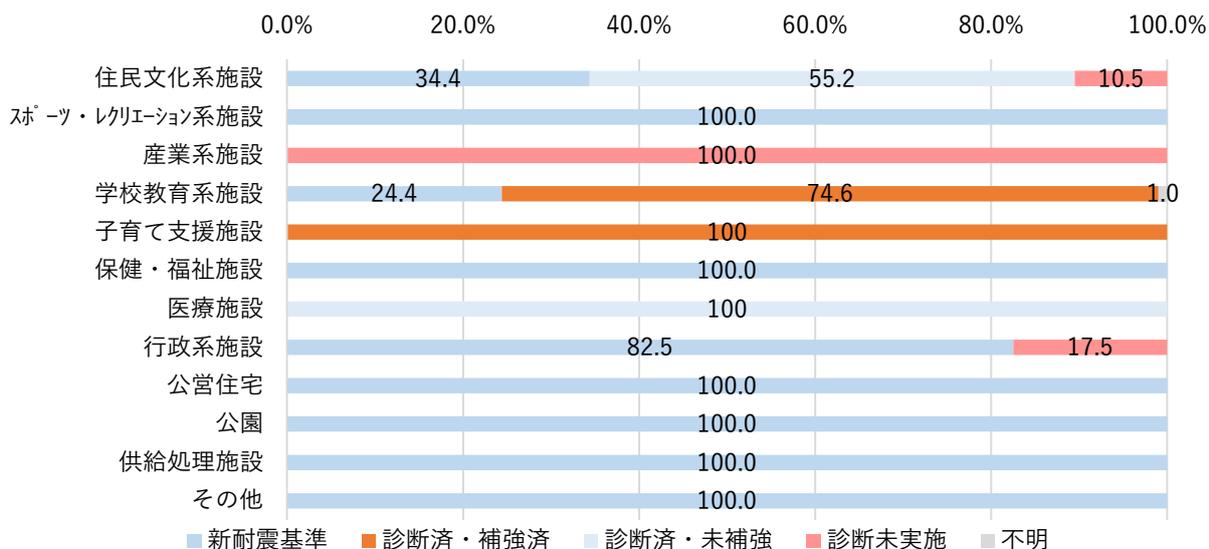
新耐震基準の公共施設の延床面積は、18,625 m²で全体の 72.7%を占めています。小菅村の多くの施設が耐震基準を満たしている状況です。

耐震化の状況を施設分類別にみると、産業系施設、行政系施設などでは診断未実施の施設があり、住民文化系施設、医療施設では診断済・未補強の施設があります。



図：公共施設の耐震化状況

- ※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。
- ※ 旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中規模地震：震度5程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準。
- ※ 新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大規模地震：震度6強以上）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56（1981）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準。



図：施設分類別の耐震化状況

- ※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

③有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち腐朽が進行しているかがその指標となります。

これまでの小菅村の公共施設（建築物）における総建築額は約 57 億 4 千万円です。村全体として有形固定資産減価償却率は 66.4%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は除却等による公共施設の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■施設類型別の有形固定資産減価償却率（令和 4（2022）年 3 月末時点）

施設類型	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産減価償却率	参考：令和 2 年度
1 住民文化系施設	417	194	46.5%	44.3%
2 スポーツ・レクリエーション系施設	2,142	1,807	84.3%	82.9%
3 産業系施設	0	0	0.0%	0.0%
4 学校教育系施設	903	572	63.4%	61.3%
5 子育て支援施設	40	28	68.7%	67.6%
6 保健・福祉施設	395	209	52.8%	50.6%
7 医療施設	76	13	17.0%	13.6%
8 行政系施設	853	230	26.9%	23.3%
9 公営住宅	438	345	78.7%	76.9%
10 公園	53	53	100.0%	100.0%
11 供給処理施設	85	66	77.4%	75.2%
12 その他	340	300	88.3%	86.7%
計	5,743	3,815	66.4%	62.0%

※ 産業系施設は取得価額が不明のため、固定資産台帳上は取得価額 1 円で計上しています。

4. インフラ施設の状況

(1) 道路（村道、農道、林道）

- ・ 道路の延長は 42,837m、農道の延長は 8,648m 林道の延長は 16,461m です。
- ・ 道路は職員が定期的なパトロールを行い、修繕必要箇所を適宜修繕しています。

■道路の状況（小菅村総合管理計画 平成 29（2017）年 3 月策定より）

分類	種別	数量
道路	一級村道	9,472m
	二級村道	5,177m
	自転車歩行車道	126m
	その他の村道	28,062m
	計	42,837m
農道		8,648m
林道		16,461m

(2) 橋りょう

- ・ 橋りょうは 36 橋です。
- ・ 「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく点検・修繕を実施しています。

■全体状況（平成 29（2017）年 3 月時点）

分類	数量
橋りょう	36 橋
	467m

(3) 簡易水道

- ・ 簡易水道の管路は約 17,600m です。
- ・ 老朽度具合により、優先順位づけを行い、順次、点検診断を実施していますが、施設の老朽化が進行しています。

■全体状況（小菅村簡易水道事業経営戦略 令和 3（2021）年 3 月策定より）

分類	種別	数量
簡易水道	管路	約 17,600m
	浄水場	1 施設
	配水池	10 施設

(4) 下水道、農業集落排水

- ・ 下水道の管路は約 20,240m、下水道処理施設が 2 施設です。
- ・ 農業集落排水の管路は約 1,465m、農業集落排水施設が 1 施設です。

■全体状況

(小菅村特定環境保全公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略令和 3 (2021) 年 3 月より)

分類	種別	数量
下水道	管路	20,240m
	下水道施設	2 施設 (890 m ²)
農業集落排水	管路	1,465m
	農業集落排水施設	1 施設 (113 m ²)

Ⅲ

公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等を取り巻く課題

(1) 人口構造の変化への対応

「小菅村人口ビジョン」の将来展望によると、小菅村の人口は、今後も減少傾向が続きますが、移住者の増加などにより年少人口構成比、生産年齢人口構成比は増加していく見通しです。今後は、人口減少やライフスタイルの多様化などにより、公共施設等へのニーズが変化していくことが予想されます。

そのため、人口規模及び人口構造の変化等による新たなニーズに見合った施設総量の適正化や施設の機能の向上、適切な管理運営などの対応を図る必要があります。

(2) 厳しい財政状況への対応

小菅村の財政状況は、地方税の歳入に占める割合が 1 割未満であり、地方交付税や国・県の支出金に大きく依存している状況です。

歳入の状況、扶助費の増加傾向を考慮すると、今後も厳しい財政運営となることが懸念されます。

そのような状況のなかで、公共施設等の整備に充当できる財源を今までの水準で確保していくことは困難になると想定されるため、今後の厳しい財政状況を見据え、施設の維持管理・運営にかかるコストの縮減や財源の確保を図る必要があります。

(3) 施設の老朽化への対応

小菅村が保有する公共施設を建築年別にみると、昭和 50 年代に学校教育系施設を中心に集中的に整備されており、建築後 30 年以上が経過していることから、老朽化が進行しています。

また、昭和 60 年代から平成初期にはスポーツ・レクリエーション系施設を中心に多くの施設を整備しているため、順次更新や改修の時期を迎え、更新、改修時期が集中するとともに多額の費用を要することが懸念されます。

インフラ施設は、生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設を整備してきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。

安定した公共サービスの提供や、施設の安全性確保のためには、計画的な維持管理による、費用の抑制や平準化を図る必要があります。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2.1. 公共施設等マネジメントの基本方針

(1) 施設総量の適正化

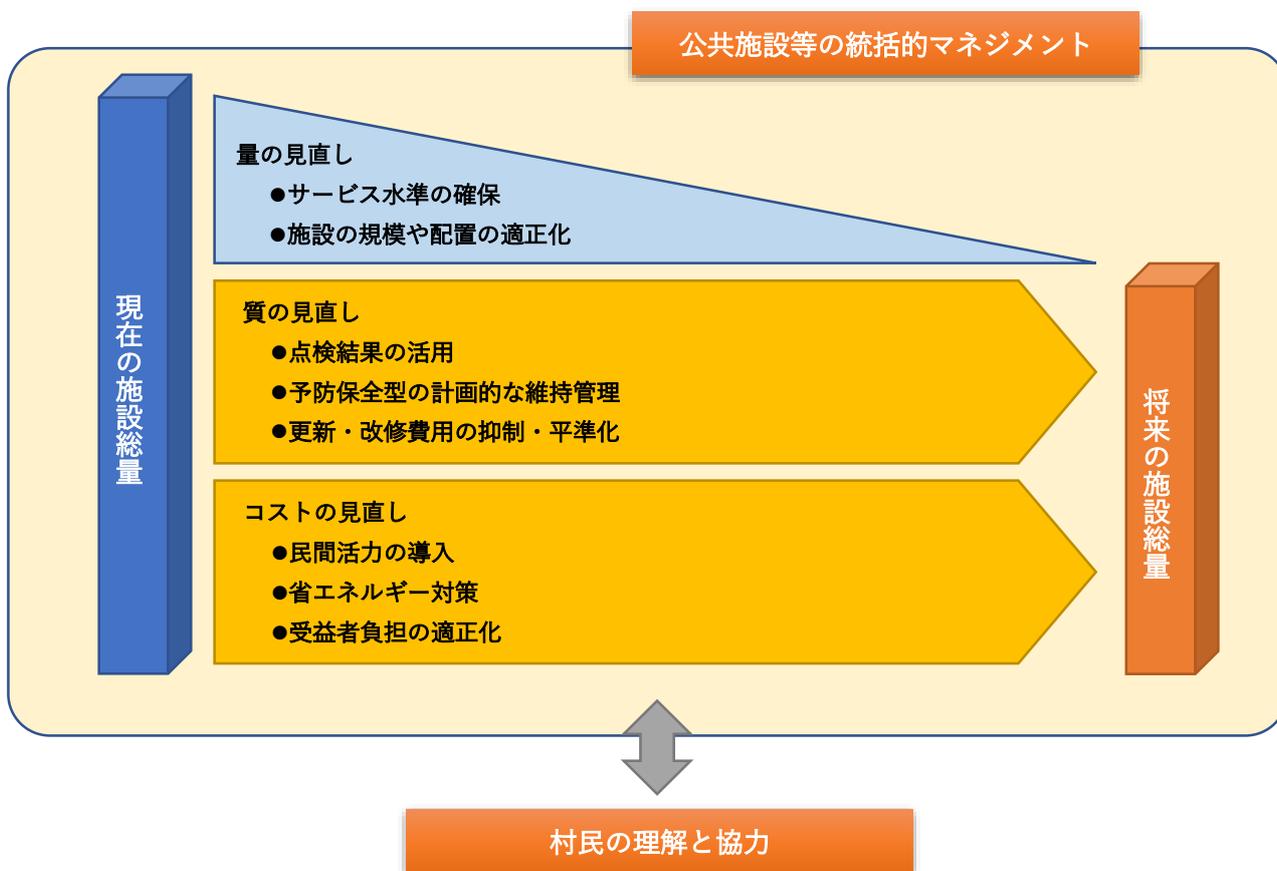
むらづくりを見据え、地域特性、住民需要、財政状況などを勘案し、「施設ありき」を前提とするのではなく、施設の「機能」を重視し、必要となる公共サービスの水準を確保しながら、施設の規模や配置の適正化を図ります。

(2) コストの縮減と財源確保

民間活力の導入、省エネルギー対策、低未利用施設等の処分、受益者負担の適正化などの様々な取り組みにより、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を図ります。

(3) 計画的な施設の保全

施設の安全性や性能を確保するため、定期的、日常的な点検の結果を活用し、予防保全型の計画的な維持管理を図るとともに、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担の軽減を図ります。



図：施設の目指すべき姿のイメージ

2.2. 公共施設等の保有量適正化の方向性

(1) 公共施設（建築物）

今後も現在の公共施設の保有を続ける場合、将来の更新等費用は今後40年間で約87.9億円、1年当たり約2.19億円を要すると見込まれます。今後、厳しい財政状況が懸念される中で、公共施設を維持するために必要な投資的経費などに充当可能な財源の確保はより困難になり、全ての公共施設をそのまま保有し続けることが厳しくなることが予想されます。将来に亘って公共サービスを提供し続けるべく、以下の取り組みにより公共施設の保有量の縮減を図ります。

- 新規整備は基本的に抑制し、必要最低限とする。
- 既存の低未利用施設や低未利用スペースを積極的に活用する。
- 低未利用施設のうち、老朽化、活用の見込めない施設は処分する。
- 施設の更新等の際には、適宜、集約化、複合化、減築などを行い、全体の延床面積を減らす。
- 村が保有する必要性が低い施設については、適宜、地元や民間等へ譲渡や売却などを行う。

(2) インフラ施設

インフラ施設は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

2.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断の実施方針

【計画的な点検・診断の実施】

施設の特性に応じて、国・県の基準やマニュアル等を踏まえて、計画的に点検・診断を実施し、施設の劣化や損傷等の状況把握に努めます。

【自主点検の実施】

- ・ 「法定点検」と「自主点検」を組み合わせることで、施設の機能維持及び安全の確保を図ります。
- ・ 施設管理者等による点検（自主点検）を実施し、不具合箇所の早期発見、劣化状況の把握に努めます。
- ・ 自主点検については、一般職員等が容易に点検できるよう「自主点検マニュアル」の作成等を検討します。

【メンテナンスサイクルの構築】

点検・診断結果に基づく必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

【予防保全型の維持管理】

部位部材等の修繕周期や点検・診断結果等を踏まえ、適切な時期に修繕等を実施することにより、施設の性能低下や事故等を未然に防ぎ、良好で安全な状態の保持に努めます。

【計画的な更新等の実施】

施設の劣化状況や利用状況等を総合的に勘案して、施設評価や優先度の設定等を行い、計画的に更新や改修等を行います。

【維持管理費用の平準化】

点検・診断結果により改修や更新の優先度、改修時期、更新時期の検討を行い、維持管理費用の平準化を図ります。

【時代の要請や住民需要への対応】

更新や改修等の際には、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン対応、省エネルギー対策、耐震化、防災対策など、時代の要請や住民需要に対応するために、必要となる施設の性能向上に努めます。

【効率的・効果的な維持管理・運営】

効率的・効果的な維持管理・運営を実現するために、施設の長寿命化、省エネルギー対策、民間活力の導入（指定管理者制度、包括的民間委託など）などに取り組み、トータルコストの縮減に努めます。

【廃止や縮小の考え方】

時代や住民のニーズの変化に伴う利用減少、エネルギーコストの上昇等による維持管理費用増大など村として施設の存続、維持が困難な場合は施設の廃止や縮小を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

【劣化や損傷等への措置】

点検・診断等で重度の劣化や損傷等が確認された施設については、速やかに修繕・改修等の必要な措置を講じます。

【危険施設への措置】

高度の危険性が確認された施設や、老朽化し今後とも利用見込みのない施設については、立入禁止措置などを行い、周辺環境への影響を考慮し、施設の除却等の対策を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

【耐震化の推進】

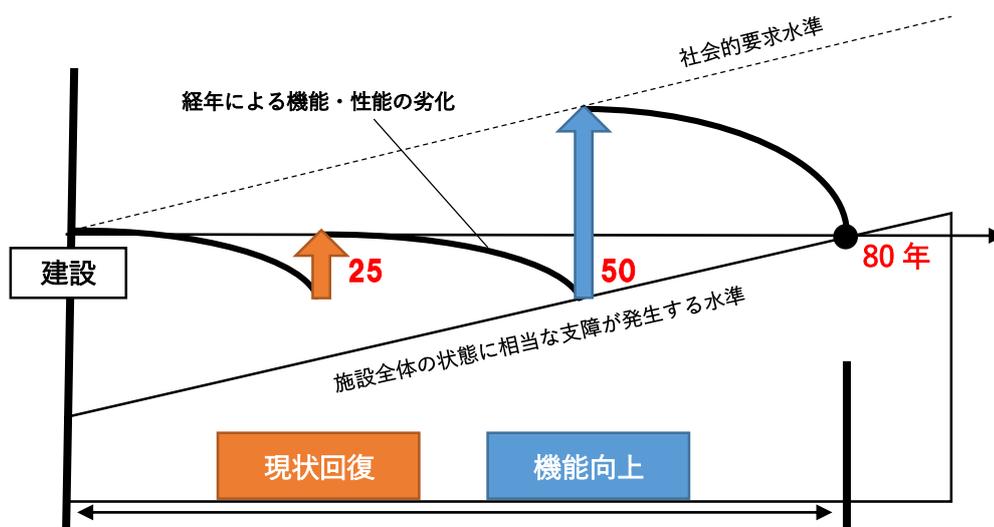
公共施設等は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設やライフライン施設の機能確保の必要があるため、施設の重要性や耐震性能等を勘案し、計画的に耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

【長寿命化の推進】

- ・ 今後も継続的に保有し続ける施設のうち、長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができる施設を対象として、計画的に長寿命化を推進します。
- ・ 改修時等に施設の基本性能を回復させ、安全面の不具合を解消させるとともに、必要に応じて社会状況の変化などに対応した性能や機能の充実を図ります。

小菅村においては、2022年に実施した中組教員住宅のリニューアルのような改修を行い、長寿命化を推進しています。



【予防保全の推進】

施設の安全性や機能を確保するため、定期的、日常的な点検を行い、予防保全型の計画的な維持管理を推進し、更新や改修にかかる費用を抑制・平準化することで、財政負担の軽減を図ります。

(6) 統合や廃止の推進方針（廃止施設の活用、処分）

【総量の適正化】

- ・ 公共施設については、中長期的な視点をもって、村が施設を保有・管理する必要性、劣化状況、需要見込み等を総合的に勘案し、継続、更新、統合、廃止等を計画的に進め、総量の適正化を図ります。また、上記の他にも公共施設の状況によっては民間へ譲渡することも検討します。
- ・ インフラ施設については、施設の長寿命化を基本とし、社会・経済情勢や村民のニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。

【数値目標】

公共施設の利用状況や、老朽化状況を鑑み、施設の棟数、延床面積を最大 5%削減することで、アセットライトによる財務負担軽減を目指します。

方法	内容	イメージ
集約化	同一機能の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	余剰・余裕スペース等を活用して、周辺の異なる機能の施設と複合化	
転用	機能を取りやめた余剰施設に、施設の改修を施して、異なる機能を導入	
減築	耐震改修工事等の際に、不要なスペースを削減し、延床面積を縮減	
民間施設の活用	周辺の民間施設を活用	
実施主体や管理運営主体の変更	事業の実施主体や管理運営主体を民間等へ変更	
廃止	未利用施設等を廃止し、有効活用（貸し付けや売却等）	

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 共生社会の実現に向けては、社会的障壁を取り除いていく必要があります、その中でも、障がいのある人の自由な移動を妨げている物理的障壁や情報にかかわる障壁を取り除いていくことがまず求められています。

小菅村においても村内の段差、狭い通路、わかりにくい案内表示等を見直し、ユニバーサルデザインの村づくりに取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて前進することとなります。

- ・ 我が国において、交通分野、建築・施設分野のバリアフリー化（情報にかかわる内容を含む）については、平成 18（2006）年以降、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）のもと、交通施設、建築物等の種類毎に目標を定め、個々の施設のバリアフリー化と地域における面的なバリアフリー化に全国的に取り組み、一定の水準まで整備が進んできました。

更に、平成 28（2016）年 3 月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、観光先進国を実現するために、障がいのある人、高齢者、家族連れや重い荷物を持った人など、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境づくりが必要であるとの視点から、各地の観光地や交通機関において、同ガイドラインの考え方に沿ったより高い水準のユニバーサルデザインの街づくりを推進することが位置付けられました。

- ・ 上記の事情を踏まえ、小菅村では、身体障がい（聴覚・視覚・内部障がい、肢体不自由等）、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）等様々な障がいのある人（身体障がい者補助犬を同伴した人を含む）も移動しやすく生活しやすい村づくりに向けて、今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、ユニバーサルデザインの視点を持った建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【村民との情報共有・協働体制の構築】

- ・ 「公共施設等のあり方」について、村民の意向を反映させる仕組みや村民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討を進めていきます。
- ・ ホームページ・広報等を活用し、計画の進捗を周知するとともに、説明会等を開催することにより村民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を図ります。

【民間事業者との連携】

民間活用による効果が期待できる施設については、¹PPPや²PFI等の手法の活用を検討し、事業の効率化や村民サービスの向上を図ります。

【庁内におけるマネジメント意識の啓発】

職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、経営的視点に立って総量の適正化、効率的な維持管理の推進へと意識付けを図れるよう、職員に対しての研修会等を実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努めます。

【受益者負担の適正化】

施設の使用料や手数料等の受益者負担の適正化に向けた検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

【広域連携】

広域的な課題への対応や公共施設等の相互利用などを適切に行うために、国・県・近隣自治体との連携を図ります。

【補助制度等の活用】

国・県の補助制度等を積極的に活用し、小菅村の財政負担の軽減を図ります。

【施設等の有効活用による財源確保】

低未利用資産の売却・貸付、広告事業、ネーミングライツなど、施設等の有効活用による財源確保を図ります。

（９）脱炭素化の推進方針

- ・ LED灯への入替など公共施設における従来の省エネの取り組みに加えて、今後は太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用することで、ZEB（net Zero Energy Building）化、ZEH（net Zero Energy House）化を検討します。
- ・ 公共施設内で消費されるエネルギー収支ゼロを目指し、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量削減および脱炭素化を推進します。小菅村の場合、2021年に小菅の湯に導入した木質ボイラーのような取り組みを今後も継続していきます。

¹ PPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

² PFI：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

IV

施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

公共施設は、76 施設、総延床面積 25,614.06 m²あります。このうち、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56（1981）年度以前に整備されたものが 24.9%にのぼり、老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあります。

個々の施設の現状を的確に把握するため、固定資産台帳の整備に合わせて、修繕履歴や利用状況、点検・診断等の実施結果を蓄積していきます。

固定資産台帳整備後の大分類を施設類型とし、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を作成し、当該計画を更新します。

（1）住民文化系施設

住民文化系施設の集会施設は「中央公民館」など 9 施設があります。いずれの施設も利用者数は減少しており、今後も人口減少に伴い、利用者の減少が見込まれます。

「中央公民館」は、建築後 40 年以上経過していますが、平成 29（2017）年に大規模改修を実施したことから、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

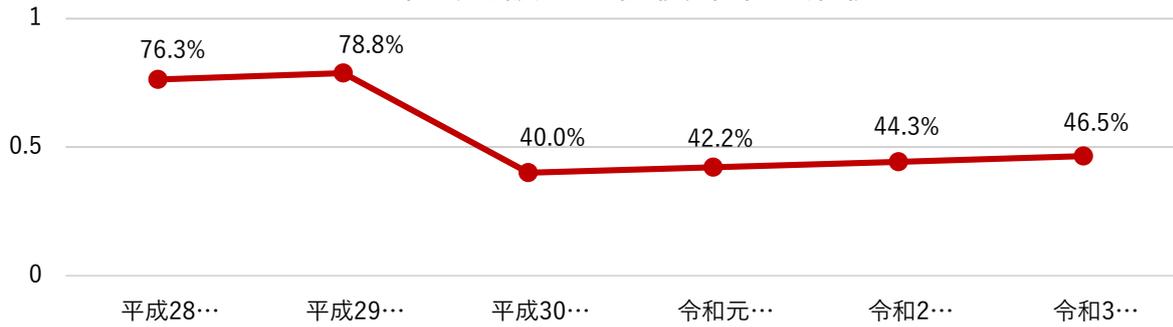
その他の施設は地区公民館として、各地区により維持管理、運営を行っています。また今後は、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	集会施設	中央公民館	昭和 52 年度	44 年	46.5%	長寿命化
2		中組集会場	昭和 53 年度	43 年		事後保全
3		橋立集会所	昭和 55 年度	41 年		事後保全
4		長作集会所	昭和 56 年度	40 年		事後保全
5		川池集会場	昭和 57 年度	39 年		事後保全
6		田元集会場	平成 2 年度	31 年		事後保全
7		東部集会場	昭和 56 年度	40 年		事後保全
8		白沢つどいの家	昭和 59 年度	37 年		事後保全
9		農山村広場交流施設	平成 13 年度	20 年		事後保全

※ 取得年度及び経過年数は主たる施設を記載している。（各分類共通）

※ 有形固定資産減価償却率は各施設の合算（各分類共通）

集会施設の減価償却率の推移



◇過去の改修工事

工事名称	工事金額	実施年度
中央公民館大規模改修	231,012,000 円	平成 30 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設は「宮川プール」など 5 施設、レクリエーション施設・観光施設は「東部森林公園キャンプ場」など 8 施設、保養施設は「小菅の湯」の 1 施設があります。

これらスポーツ・レクリエーション系施設は観光産業に寄与する施設として、今後とも施設の適正な維持管理に努めるとともに、快適な利用環境の創出等により、集客性の向上を図る必要があります。

その中でも「宮川プール」、「池の尻グラウンド」、「池の尻ゲートボール場」、「寺子屋自然塾」、「白沢原始村管理塔」、「物産館」、「水の館」、「小菅の湯」については、計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。一方で「村民プール」は、現在使用されていないため、廃止を検討します。

その他施設の建築物については、保全方針を事後保全とし、点検等により不具合が認められた場合は適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

なお「小菅の湯」、「白沢原始村」、「東部森林公園」は村の主要観光施設として通年で指定管理者により運営されているため、指定管理者と協議等を行い、実状にあった管理運営を図ります。

番号	中分類	資産名称 (固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	スポーツ施設	宮川プール 水泳プール (屋外) 棟	平成 9 年度	24 年	68.5%	長寿命化
2		宮川プール 水泳プール (上屋)	平成 9 年度	24 年		長寿命化
3		池の尻グラウンド 集会所	平成 9 年度	24 年		長寿命化
4		池の尻グラウンド 会議室	平成 9 年度	24 年		長寿命化
5		村民プール	昭和 56 年度	40 年		廃止

P

A

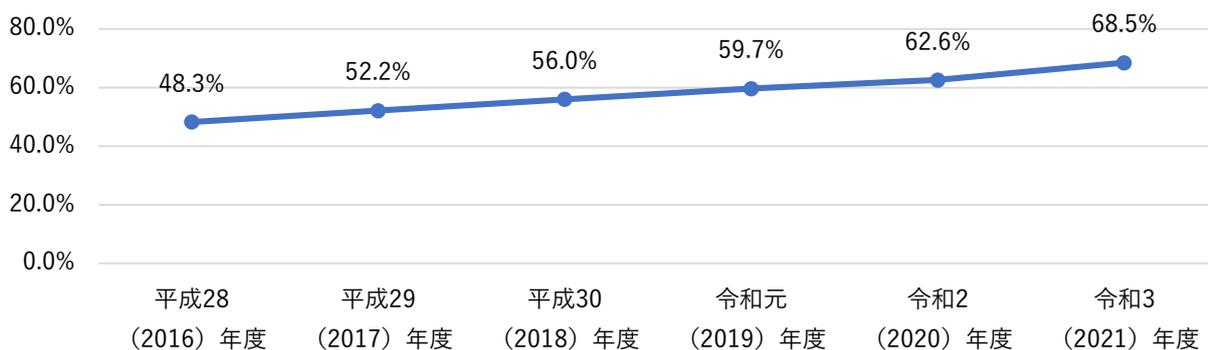
G

F

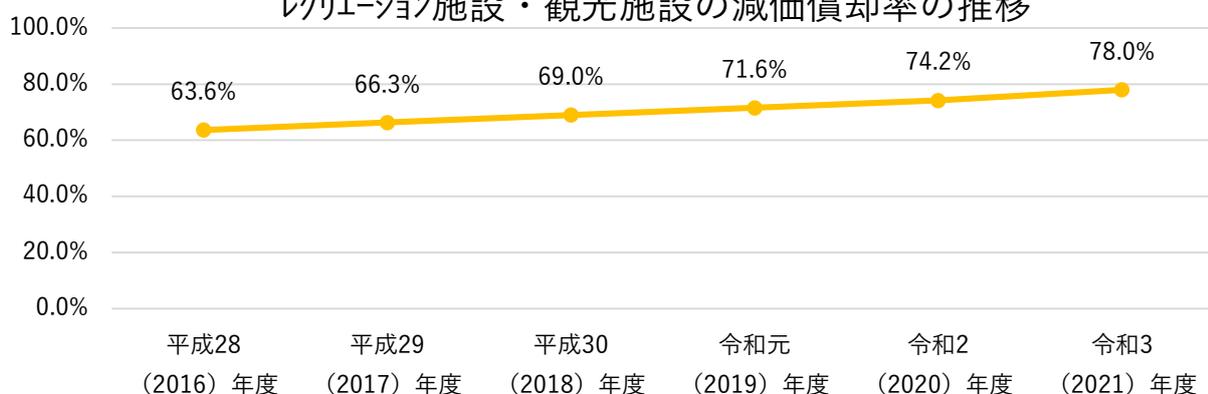
番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
6		池の尻ゲートボール場	昭和 61 年度	35 年	68.5%	長寿命化
7		小菅村体育館	平成 23 年度	10 年		長寿命化
8	レクリエーション 施設・ 観光施設	屋外ステージ	平成 2 年度	31 年	78.0%	事後保全
9		東部森林公園キャンプ場 便所 1	昭和 61 年度	35 年		事後保全
10		東部森林公園キャンプ場 便所 2	昭和 61 年度	35 年		事後保全
11		東部森林公園キャンプ場 総合案内所	昭和 62 年度	34 年		事後保全
12		東部森林公園キャンプ場 便所 3	昭和 62 年度	34 年		事後保全
13		東部森林公園キャンプ場 便所 4	昭和 62 年度	34 年		事後保全
14		東部森林公園キャンプ場 便所 5	昭和 62 年度	34 年		事後保全
15		東部森林公園キャンプ場 便所 6	昭和 62 年度	34 年		事後保全
16		東部森林公園キャンプ場 バンガロー 8 棟	昭和 63 年度	33 年		事後保全
17		東部森林公園キャンプ場 管理棟	昭和 63 年度	33 年		事後保全
18		東部森林公園キャンプ場 炊事施設	昭和 63 年度	33 年		事後保全
19		東部森林公園キャンプ場 便所 7	昭和 63 年度	33 年		事後保全
20		東部森林公園キャンプ場 バンガロー A	平成 3 年度	30 年		事後保全
21		東部森林公園キャンプ場 バンガロー B	平成 3 年度	30 年		事後保全
22		東部森林公園キャンプ場 ロッジ A	平成 3 年度	30 年		事後保全
23		東部森林公園キャンプ場 ロッジ B	平成 3 年度	30 年		事後保全
24		東部森林公園キャンプ場 ロッジ C	平成 3 年度	30 年		事後保全
25	東部森林公園キャンプ場 管理棟	平成 3 年度	30 年	事後保全		

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
26		東部森林公園キャンプ場 休憩所①	平成3年度	30年	78.0%	事後保全
27		東部森林公園キャンプ場 休憩所②	平成3年度	30年		事後保全
28		東部森林公園キャンプ場 休養棟 6-A	平成3年度	30年		事後保全
29		東部森林公園キャンプ場 休養棟 6-B	平成3年度	30年		事後保全
30		東部森林公園キャンプ場 休養棟 1 棟	平成5年度	24年		事後保全
31		東部森林公園キャンプ場 休養棟 2 棟①	平成5年度	28年		事後保全
32		東部森林公園キャンプ場 休養棟 2 棟②	平成6年度	27年		事後保全
33		寺子屋自然塾 寺子屋塾	平成5年度	28年		長寿命化
34		寺子屋自然塾 宿泊棟	平成5年度	28年		長寿命化
35		白沢原始村 食堂・調理室	平成元年	32年		事後保全
36		白沢原始村 屋外調理施設	平成元年	32年		事後保全
37		白沢原始村 管理棟	平成元年	32年		長寿命化
38		白沢原始村 作業棟	平成元年	32年		事後保全
39		白沢原始村 畜養池	平成元年	32年		事後保全
40		長作そば体験施設	平成7年度	26年		事後保全
41		物産館	平成9年度	24年		長寿命化
42		水の館	平成10年度	23年		長寿命化
43		小菅の湯 温泉内 工芸館	平成15年度	18年		事後保全
44		小菅の湯 温泉内 体験施設	平成15年度	18年		事後保全
45		保養施設	小菅の湯 休息棟(増設分)	平成6年度		27年
46	小菅の湯 健康増進施設		平成6年度	27年	長寿命化	
47	小菅の湯 緑地等管理中央センター		平成6年度	27年	長寿命化	
48	小菅の湯 宿泊休憩施設 8室・研究室など		平成7年度	26年	長寿命化	
49	小菅の湯 レストラン		平成26年度	7年	長寿命化	
50	小菅の湯 温泉そば工房		平成11年度	22年	事後保全	

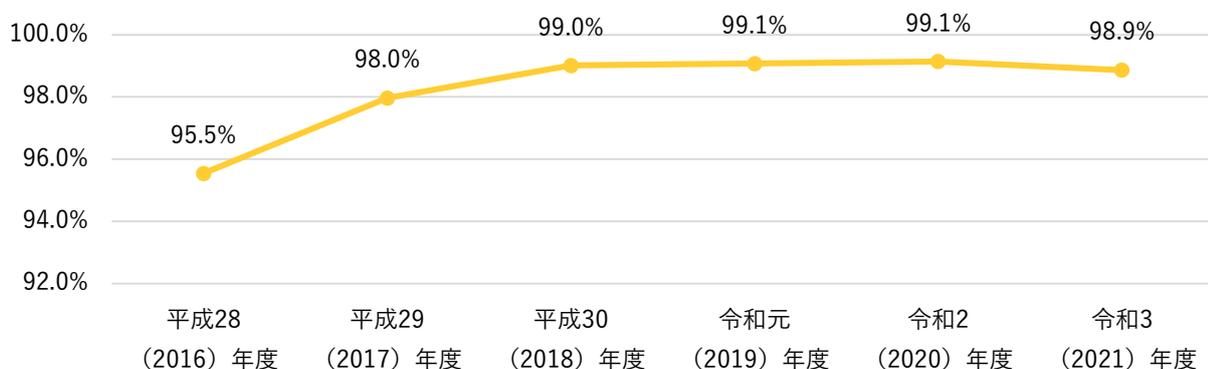
スポーツ施設の減価償却率の推移



レクリエーション施設・観光施設の減価償却率の推移



保養施設の減価償却率の推移



◇過去の改修工事

工事名称	工事金額	実施年度
温泉屋根、外壁工事	3,691,000 円	平成 19 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

(3) 産業系施設

産業系施設は「農業振興センター」と「つどいの家」の2施設です。建築後50年以上が経過し、老朽化が著しい状況であるため、予防保全型の計画的な修繕・更新及び長寿命化改修により長寿命化を図ります。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	産業系施設	農業振興センター	昭和46年度	50年	100.0%	長寿命化
2	産業系施設	つどいの家	昭和46年度	50年		長寿命化

産業系施設の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和2年度	令和3年度～令和38年度	令和7年度

(4) 学校教育系施設

学校は小学校が1校、中学校が1校の2施設、その他教育施設は「給食センター」の1施設です。

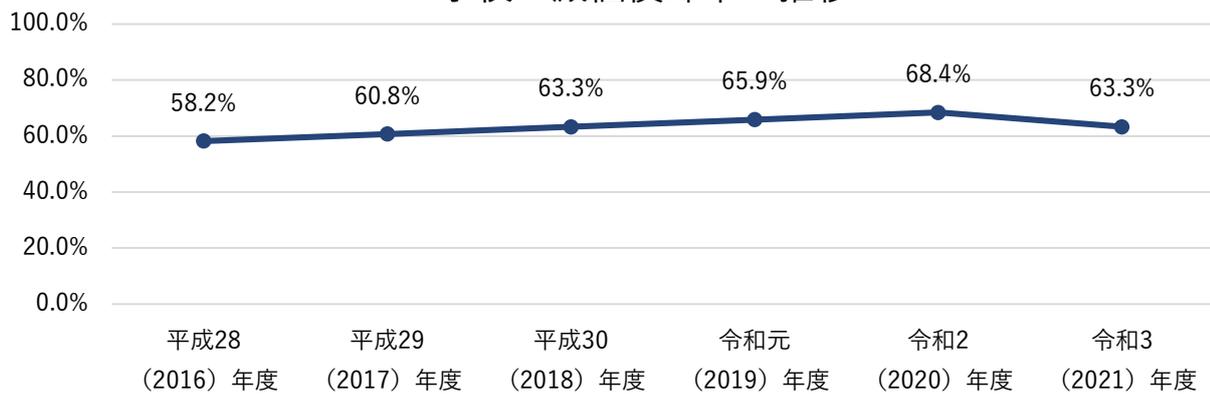
「小菅小学校（校舎3階建）」は、平成17（2005）年に大規模改修を実施しているものの、建築後40年以上経過し、屋根屋上や外壁の劣化が進行しているため、長寿命化改修を実施します。

また「小菅中学校」、「給食センター調理場」においても、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。なお学校、給食センターには耐震診断・耐震改修が施されており、現行の耐震基準を満たしています。

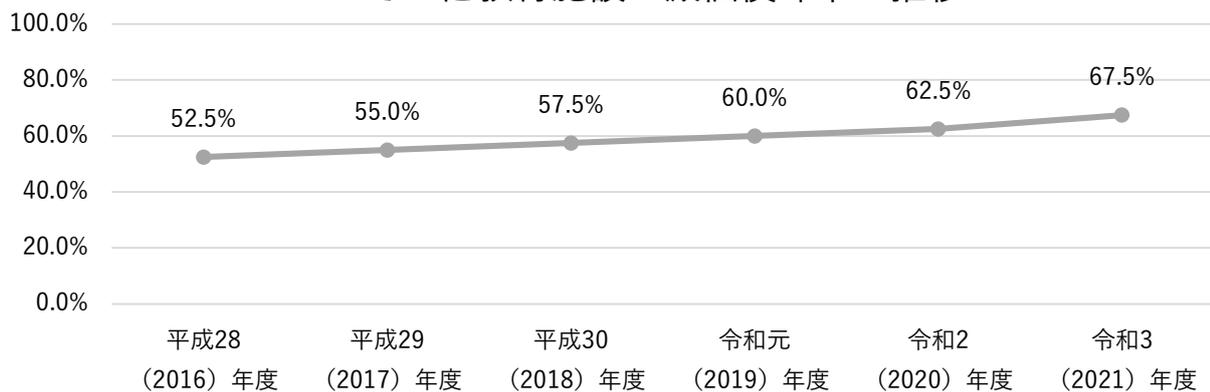
その他の施設の建築物は、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	学校	小菅小学校 校舎（3階建）	昭和54年度	42年	63.3%	長寿命化
2		小菅小学校 特別教室（2階建）	平成8年度	25年		長寿命化
3		小菅小学校 体育館 平屋	昭和54年度	42年		長寿命化
4		小菅小学校 体育館 屋体裏倉庫	昭和57年度	39年		事後保全
5		小菅中学校 校舎	昭和51年度	45年		長寿命化
6		小菅中学校 学校食堂	平成7年度	26年		長寿命化
7		小菅中学校 特別教室	平成7年度	26年		長寿命化
8		小菅中学校 多目的ホール	平成12年度	21年		長寿命化
9	その他教育施設	給食センター調理場	平成7年度	26年	67.5%	長寿命化

学校の減価償却率の推移



その他教育施設の減価償却率の推移



◇過去の改修工事

工事名称	工事金額	実施年度
小学校大規模改造、耐震工事	63,571,000 円	平成 18 年度
屋内体育館耐震補強判定業務委託	939,000 円	平成 20 年度
屋内体育館耐震補強実施設計委託	2,940,000 円	平成 20 年度
小菅村立小菅小学校屋内運動場地震補強工事	52,878,000 円	平成 21 年度
屋内運動場耐震補強工事付帯工事	1,554,000 円	平成 21 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度
小菅村学校施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

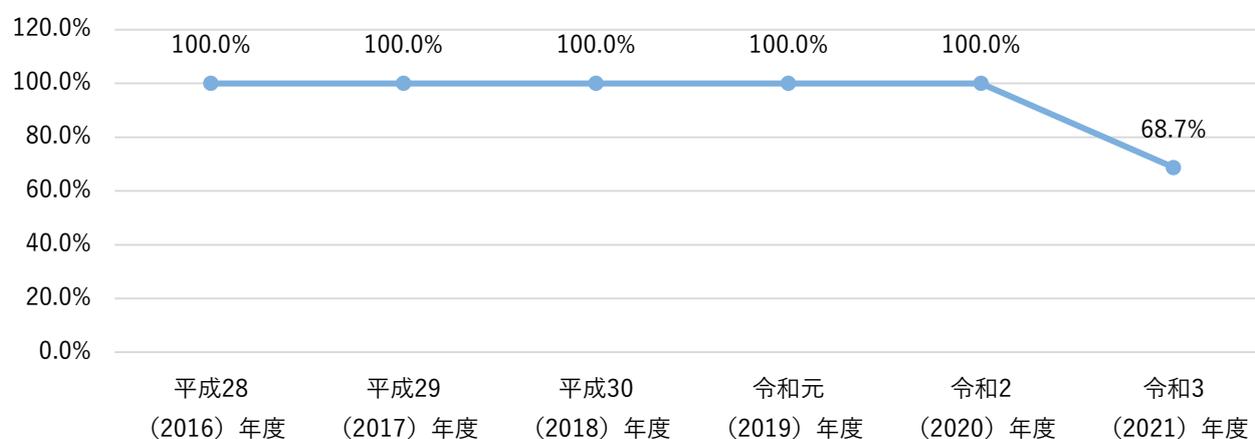
(5) 子育て支援施設

子育て支援施設は「保育所」1施設のみです。「保育所」は建築後40年以上経過し、外壁の劣化が進行しているため、改修実施後も継続して予防保全型の計画的な修繕・更新による長寿命化を図ります。

また、建物そのものの長寿命化とともに、将来的には他の施設との統合についても検討を行っていきます。

番号	中分類	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	幼稚園・保育園・こども園	保育所	昭和47年度	49年	68.7%	長寿命化 または統合

幼稚園・保育園・こども園の減価償却率の推移



◇過去の改修工事

工事名称	工事金額	実施年度
保育所改修工事	19,008,000 円	平成 17 年度
保育所改修事業	1,027,000 円	平成 22 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

(6) 保健・福祉施設

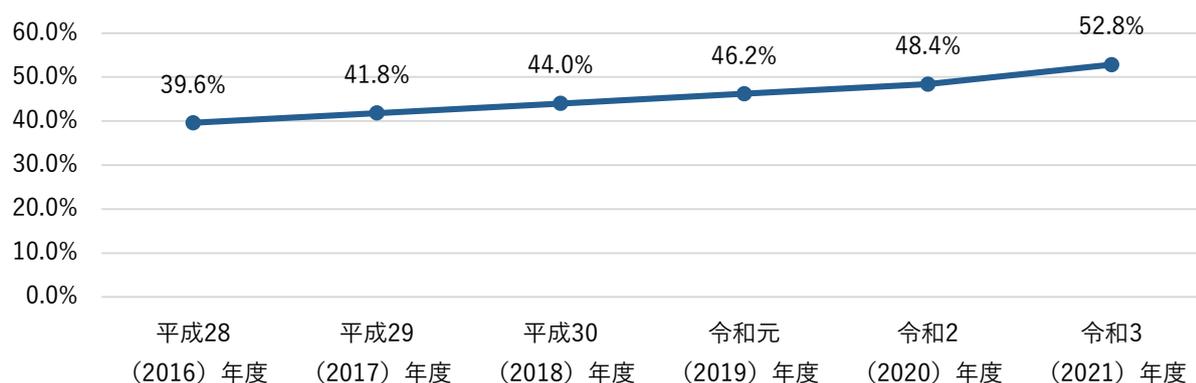
保健・福祉施設は高齢福祉施設の「きぼうの館」の1施設のみです。

「きぼうの館」は、介護の必要な高齢者等の自立生活の助長、社会的孤立感の解消等のための通所介護サービスを提供する施設です。今後も村の高齢化が予測されており、需要が増加する見込みであるため、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

また、建物そのものの長寿命化とともに、将来的には他の施設との統合についても検討を行っていきます。

番号	中分類	資産名称 (固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	高齢福祉施設	きぼうの館	平成 10 年度	23 年	52.8%	長寿命化 または統合

高齢者福祉施設の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

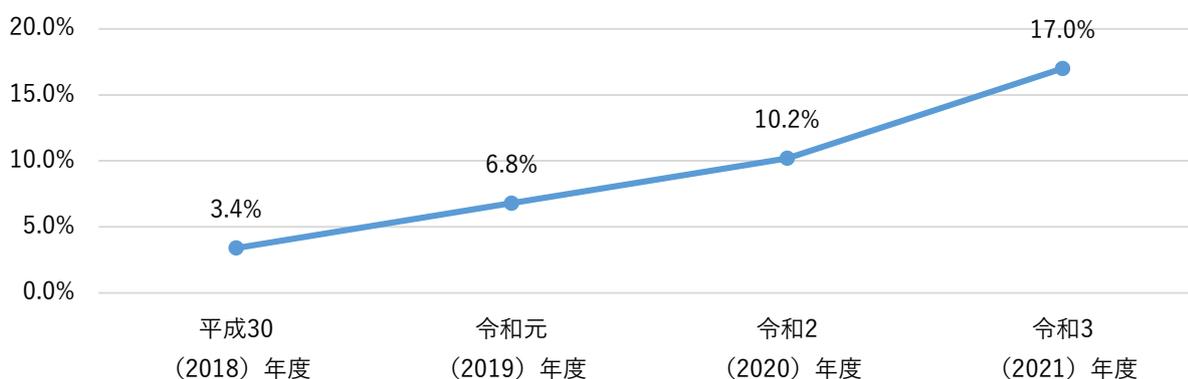
(7) 医療施設

医療施設は「新診療所施設」の1施設のみです。

「新診療所施設」は平成30年度に供用開始したばかりの新しい施設ですが、今後の長期利用を見据えて長寿命化を行います。

番号	中分類	資産名称 (固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	医療施設	新診療所施設	平成30年度	4年	17.0%	長寿命化

医療施設の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
なし			

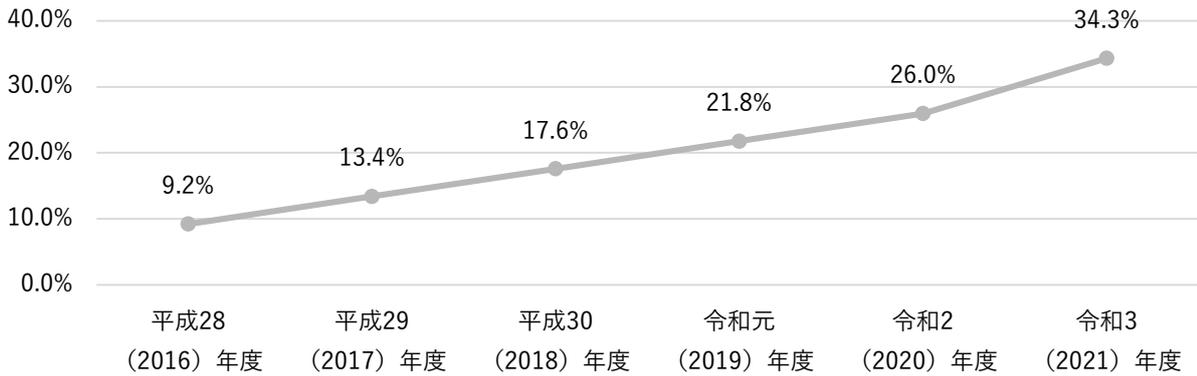
(8) 行政系施設

行政系施設は「本庁舎」と「長作清流苑」の庁舎等が3施設、「消防庁舎」と「消防庁舎新庁舎」の消防施設が2施設あります。

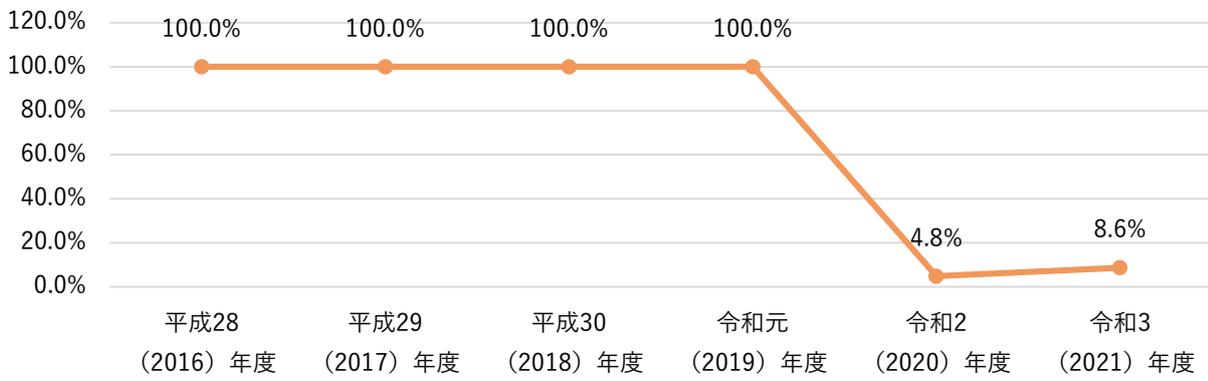
「本庁舎」、「消防庁舎新庁舎」は、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。その他の施設の建築物は、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

番号	中分類	資産名称 (固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	庁舎等	本庁舎	平成26年度	7年	34.3%	長寿命化
2		公用車車庫	昭和42年度	54年		長寿命化
3	消防施設	消防庁舎	昭和51年度	45年	8.6%	予防保全
4		消防庁舎新庁舎	令和2年度	1年		維持管理

庁舎等の減価償却率の推移



消防施設の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和2年度	令和3年度～令和38年度	令和7年度

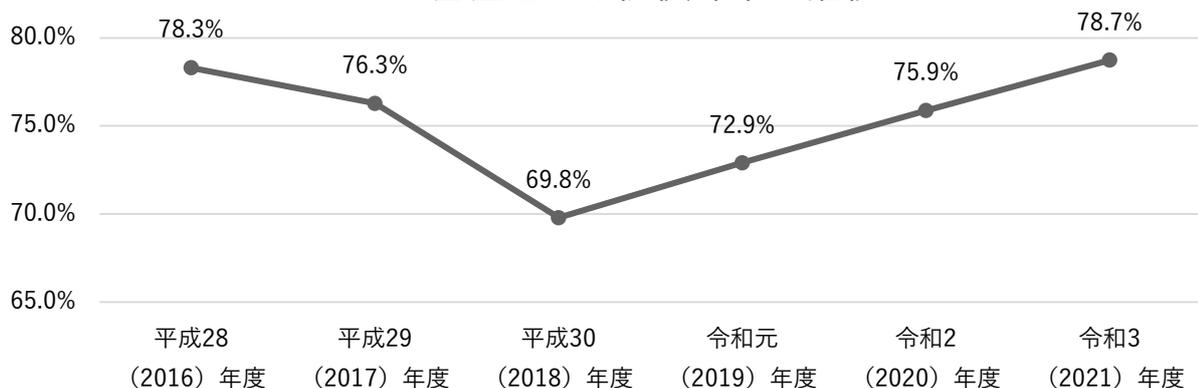
(9) 公営住宅

公営住宅は33施設あります。そのうち経過年数30年程度までの31施設については個別の改善等を行い、長寿命化します。なお、田元住宅1号棟及び2号棟については、耐用年数を大幅に超過しているため、長寿命化は施さずに事後保全による対応とします。

番号	中分類	資産名称 (固有名称)	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	公営住宅	淀住宅1号棟	平成3年度	30年	78.7%	長寿命化
2		淀住宅2号棟	平成4年度	29年		長寿命化
3		淀住宅3号棟	平成4年度	29年		長寿命化
4		淀住宅4号棟	平成5年度	28年		長寿命化
5		淀住宅5号棟	平成9年度	24年		長寿命化
6		淀住宅6号棟	平成9年度	24年		長寿命化
7		宮川住宅1号棟	平成6年度	27年		長寿命化
8		宮川住宅2号棟	平成6年度	27年		長寿命化

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
9	公営住宅	宮川住宅 3号棟	平成 8 年度	25 年	78.7%	長寿命化
10		宮川住宅 4号棟	平成 8 年度	25 年		長寿命化
11		宮川住宅 5号棟	平成 8 年度	25 年		長寿命化
12		井狩団地 1号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
13		井狩団地 2号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
14		井狩団地 3号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
15		井狩団地 4号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
16		井狩団地 5号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
17		井狩団地 6号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
18		井狩団地 7号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
19		井狩団地 8号棟	平成 12 年度	21 年		長寿命化
20		井狩団地（非木造棟）	平成 15 年度	18 年		長寿命化
21		金風呂若者単身者住宅 1号棟	平成 29 年度	5 年		長寿命化
22		小永田若者単身者住宅	平成 29 年度	5 年		長寿命化
23		白沢若者単身者住宅	平成 30 年度	4 年		長寿命化
24		吉野若者単身者住宅	平成 30 年度	4 年		長寿命化
25		金風呂若者単身者住宅 2号棟	平成 30 年度	4 年		長寿命化
26		金風呂若者住宅 3号棟	平成 31 年度	3 年		長寿命化
27		田元若者住宅	平成 31 年度	3 年		長寿命化
28		川久保住宅	平成 31 年度	3 年		長寿命化
29		村営田元住宅 1号棟	昭和 24 年度	72 年		事後保全
30		村営田元住宅 2号棟	昭和 26 年度	70 年		事後保全
31		村営田元住宅 3号棟	平成 31 年度	3 年		長寿命化
32		長作若者住宅	令和元年度	2 年		長寿命化
33		村営橋立住宅	令和 3 年度	1 年		長寿命化

公営住宅の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公営住宅長寿命化計画	令和3年度	令和3年度～令和12年度	令和12年度

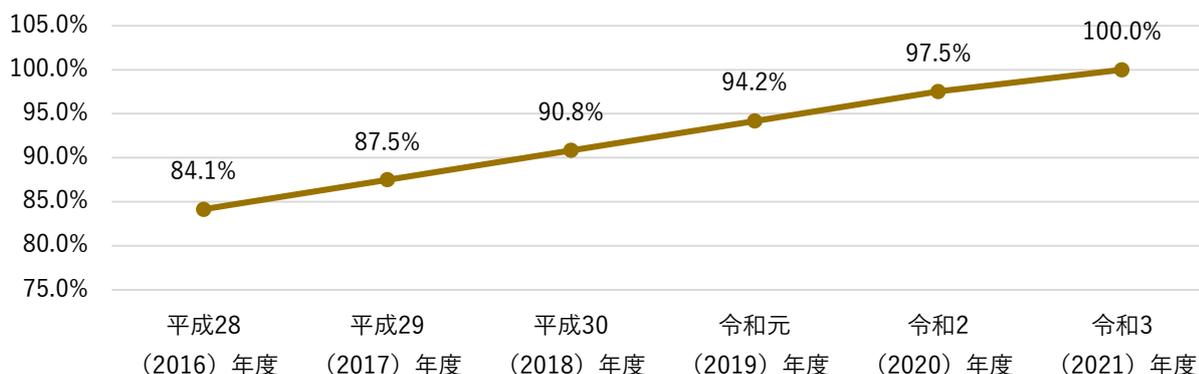
(10) 公園

公園施設を構成する「川久保公園」「長作公園」は豊かな自然の中で地域資源の保全と活用を図り、併せて都市住民との交流と地域振興に資するための施設です。このうち「川久保公園（四阿）」は、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

その他の施設の建築物は、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	公園	川久保公園 四阿	平成11年度	22年	100.0%	長寿命化
2		川久保公園 便所	平成11年度	22年		事後保全
3		長作公園 四阿	平成11年度	22年		事後保全
4		長作公園 便所	平成11年度	22年		事後保全

公園の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和2年度	令和3年度～令和38年度	令和7年度

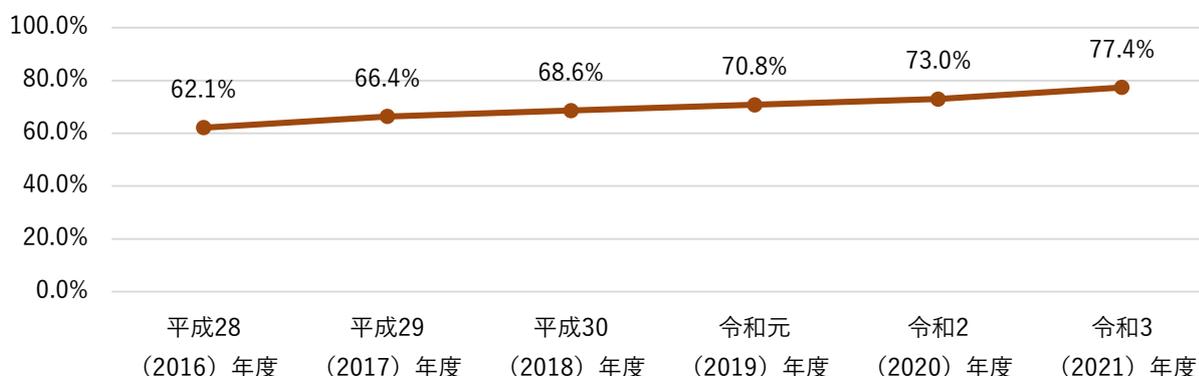
(11) 供給処理施設

供給処理施設は「林業廃棄処理施設」があり、建築後20年未満の比較的新しい施設です。

「林業廃棄処理施設」は、住民生活及び事業活動から発生する生ゴミ等の有効利用と、林業経営活動の安定化を図るための施設です。今後は、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	供給処理施設	林業廃棄処理施設 オガ粉製造棟	平成 14 年度	19 年	77.4%	長寿命化
2		林業廃棄処理施設 堆肥化施設棟	平成 14 年度	19 年		長寿命化

供給処理施設の減価償却率の推移



◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

(12) その他

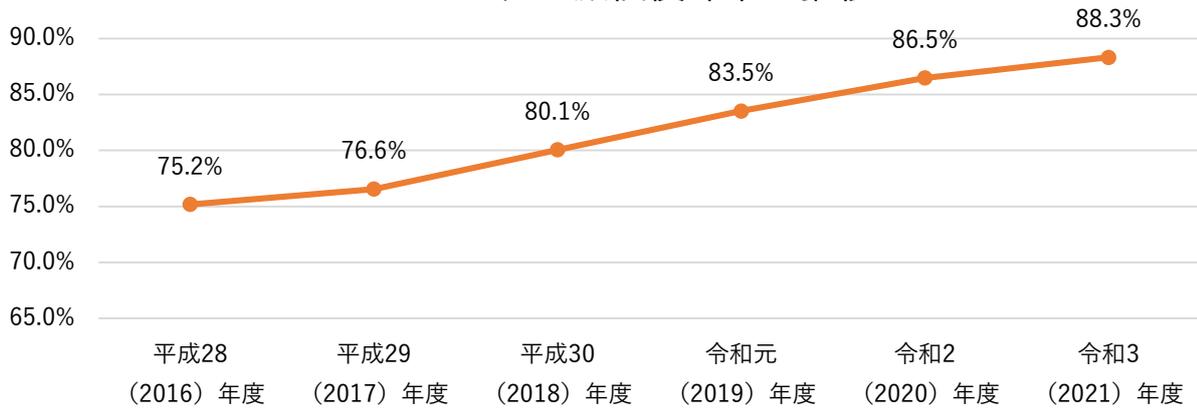
その他に分類される施設は、「中組教員住宅」など18施設があります。「中組教員住宅」、「旧白沢分校」は建築後40年以上、「宮川教員住宅」は建築後30年以上経過し、屋根屋上、または外壁の劣化が進行しているため、今後10年間で改築したのち、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

その他の施設の建築物は、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	その他	中組教員住宅	昭和 56 年度	40 年	88.3%	長寿命化
2		宮川教員住宅	昭和 57 年度	39 年		長寿命化
3		井狩林業後継者	平成元年度	32 年		事後保全
4		橋立バス停公衆便所	昭和 63 年度	33 年		事後保全
5		水製造工場	平成 3 年度	30 年		事後保全

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
6	その他	漬物工場	平成 9 年度	24 年	88.3%	事後保全
7		旧白沢分校	昭和 56 年度	40 年		長寿命化
8		中組公衆便所 1	平成元年度	32 年		事後保全
9		中組公衆便所 2	平成元年度	32 年		事後保全
10		松姫峠バイオトイレ	平成 16 年度	17 年		事後保全
11		白糸の滝バイオトイレ	平成 17 年度	16 年		事後保全
12		雄滝バイオトイレ	平成 18 年度	15 年		事後保全
13		タイニーハウス 1 号	平成 28 年度	6 年		事後保全
14		タイニーハウス 2 号	平成 29 年度	5 年		事後保全
15		5 部器具置場	昭和 51 年度	45 年		事後保全
16		4 部器具置場	昭和 51 年度	45 年		事後保全
17		3 部器具置場	昭和 48 年度	48 年		事後保全
18		ヘリポート 燃料庫・備蓄庫	平成 11 年度	22 年		事後保全

その他の減価償却率の推移



◇過去の改修工事

工事名称	工事金額	実施年度
松姫バイオトイレ改修	9,064,000 円	平成 17 年度
橋立バス停公衆便所改修工事	1,031,000 円	平成 24 年度
ヘリポート修繕工事	893,750 円	令和 4 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村公共施設個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 38 年度	令和 7 年度

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ資産は、社会基盤となる施設であり、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

(1) 道路（村道、農道、林道）

国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、関連計画等に基づき管理の優先順位を明確にし、予算の平準化を図るとともに、合理的かつ経済的に点検・修繕を実施します。

また、村民と連携しながら、道路の適切な維持管理に努め、安全な道路環境を維持します。

(2) 橋りょう

橋長15m以上の橋りょうについては、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化の進む橋りょうの計画的な整備を進めます。また、老朽化した橋りょうは、関係機関への働きかけとともに、道路整備との整合性を図りながら、整備・架け替えを行い、安全で快適な道路環境の整備を進めます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
小菅村 橋りょう長寿命化修繕計画	令和2年度	令和3年～令和12年	令和12年度

(3) 簡易水道

簡易水道は老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の耐震化、更新等を進め、安全性の確保に努めます。加えて負担の公平性に留意しながら、事業環境に応じた適正な料金のあり方を検討していきます。

(4) 下水道・農業集落排水

下水道施設は「小菅ポンプ場」、「小菅浄化センター」の2施設です。小菅ポンプ場は大規模改修を実施し、内部、機械設備、電気設備は良好な状態ですが、屋根屋上、外壁の劣化が進行しているため、長寿命化改修を実施し、健全度を確保したのち、予防保全型の計画的な修繕・更新により長寿命化を図ります。

小菅浄化センターは、保全方針を事後保全として点検等により不具合が認められた場合は、適宜修繕等を実施し安全確保に努めます。

その他においても、下水道、農業集落排水ともに、「社会資本総合整備計画」に基づき、計画的に施設や管路の更新等を進めます。また、日常的な点検による適正な維持管理に努めるとともに、老朽度具合等に応じて、計画的に施設や管路の更新等を進めます。加えて負担の公平性に留意しながら、適正な利用料金のあり方を検討していきます。

番号	中分類	資産名称（固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	下水道施設	小菅ポンプ場	昭和 62 年度	34 年	100.0%	長寿命化
2		小菅浄化センター管理棟	昭和 62 年度	34 年	94.5%	事後保全

番号	中分類	資産名称 （固有名称）	取得年度	経過年数	有形固定資産減価償却率	方向性
1	農業集落排水施設	長作清流苑	平成 6 年度	27 年	92.4%	事後保全

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等マネジメント計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日）に基づき、財政効果額を算出しました。

算出期間は計画期間の令和38（2056）年度までとしています。

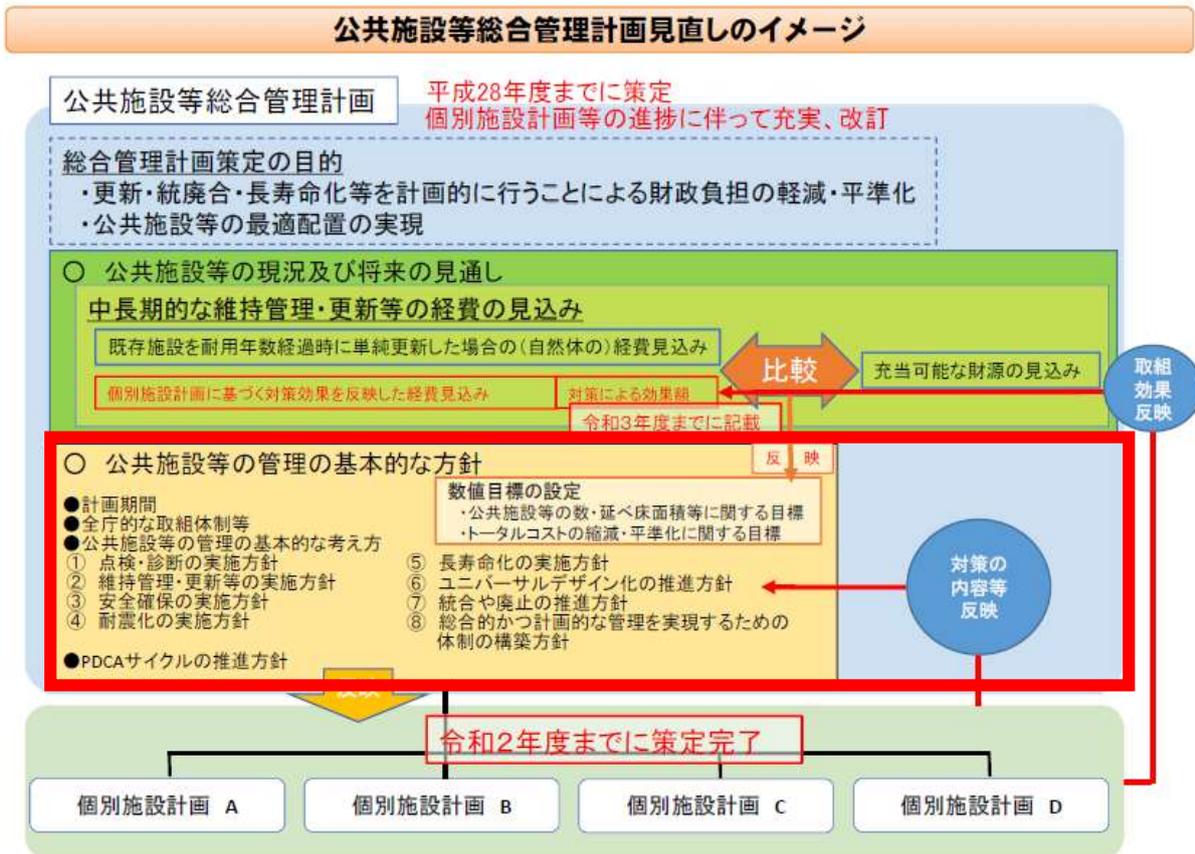
A：単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B：個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C：対策による効果額（財政効果額）

$$\text{財政効果額 } C = \text{単純更新費用 } A - \text{個別施設計画対策額 } B$$

■公共施設等マネジメント計画見直しのイメージ



総務省 「公共施設等マネジメント計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 公共施設

「小菅村公共施設個別施設計画」で各施設の「今後の方向性」も則した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っています。

「小菅村公共施設個別施設計画」の計画期間である令和 38 (2056) 年度を含む、今後 34 年間で必要となる更新費用の総額は約 47.9 億円 (年平均: 約 1.4 億円) の試算結果となっています。

全ての施設を耐用年数どおりに更新した場合と上記を比較すると、今後 34 年間では約 40 億円の費用縮減が図れる見込みであることを示しています。

今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、村全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なむらづくりを推進していきます。

■公共施設の財政効果

【効果額】

(単位: 百万円)

	施設分類	更新費用	対策費用	効果計
1	住民文化系施設	746	466	280
2	スポーツ・レクリエーション系施設	3,640	1,860	1,779
3	産業系施設	43	27	16
4	学校教育系施設	1,480	763	718
5	子育て支援施設	105	58	47
6	保健・福祉施設	359	199	159
7	医療施設	78	43	34
8	行政系施設	509	318	208
9	公営住宅	737	447	275
10	公園	69	38	30
11	供給処理施設	307	170	136
12	その他	718	399	319
	合計	8,790	4,790	4,003

※ 更新費用は令和 38 (2056) 年度までに耐用年数を迎える各施設のシミュレーション。

※ 維持管理コストは平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度までの実績額平均値×34 年。

※ 対策費用の算定は個別施設計画内で算定された金額を利用。個別施設計画内に算定のないものは、総務省が提供している更新費用試算ソフト内にある単価を基に算出。

※ 廃止、一部廃止、統合等は 0 円で計算

(2) 道路（村道、農道、林道）

<試算条件>

■更新年数：15年

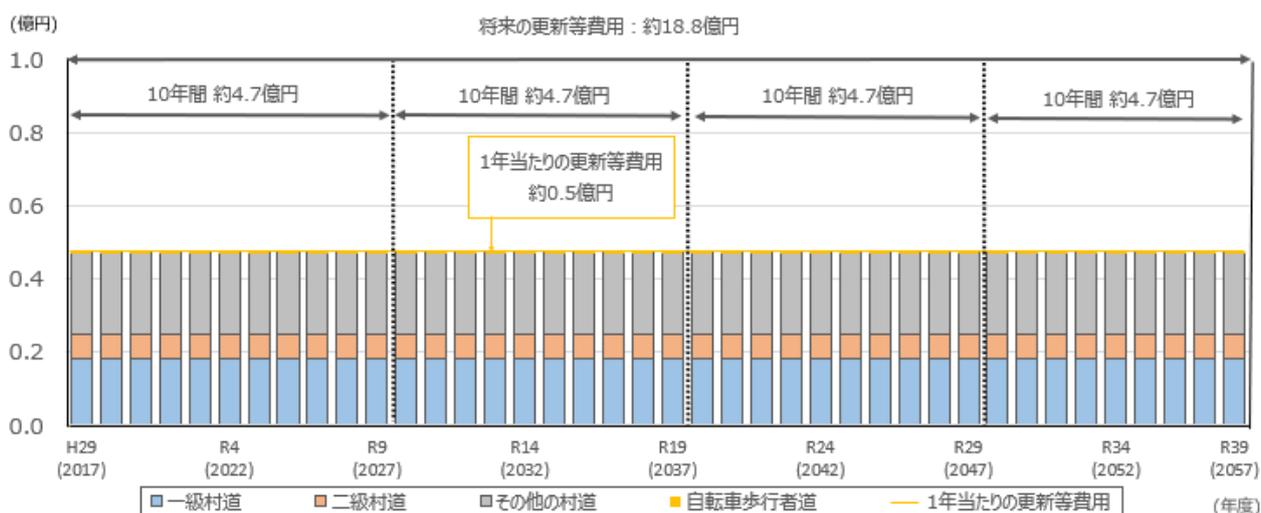
※ 舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年の年数を踏まえて15年とする。

■更新費用：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

■更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

- ・ 道路（一級、二級、その他）：4,700円/㎡
- ・ 自転車歩行者道：2,700円/㎡

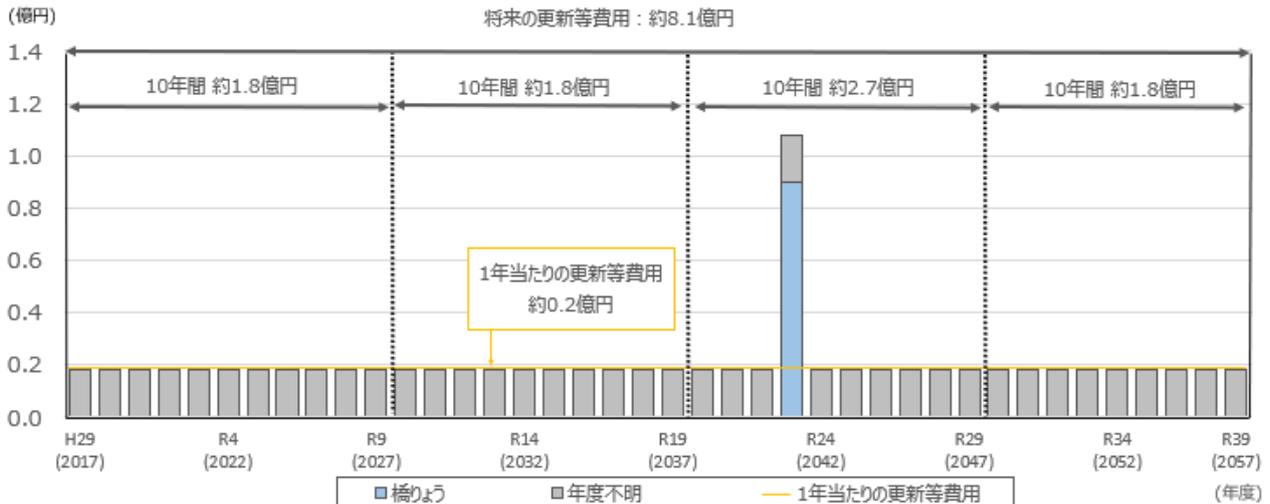
■方針：長寿命化をすることによりライフサイクルコスト（LCC）の縮減を見込むことができるため、計画的な長寿命化を推進します。改修時等に道路の基本性能を回復させ、安全面の不具合を解消させるとともに、必要に応じて社会状況の変化などに対応した性能や機能の充実を図ります。



(3) 橋りょう

< 試算条件 >

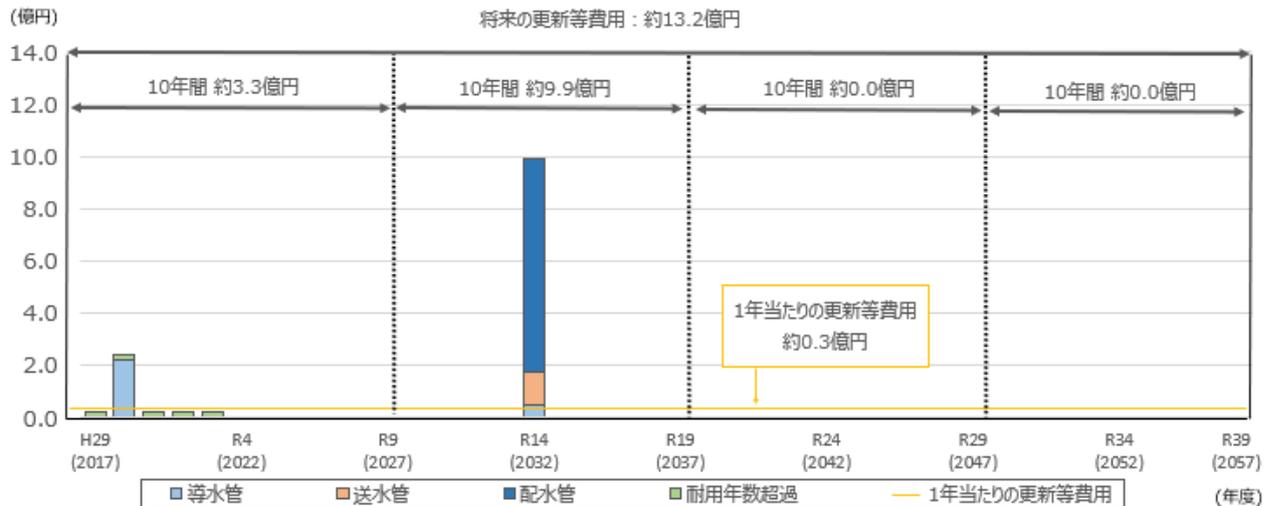
- 耐用年数：60年
- 更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
 - ・ 448千円/m²
- 建設年度が不明の橋りょう
 - ・ 平成29(2017)年度から令和38(2056)年度の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)
- 耐用年数を超えている橋りょう
 - ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29(2017)年度から5年で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)
- 方針：長寿命化をすることによりライフサイクルコスト(LCC)の縮減を見込むことができるため、計画的な長寿命化を推進します。改修時等に道路の基本性能を回復させ、安全面の不具合を解消させるとともに、必要に応じて社会状況の変化などに対応した性能や機能の充実を図ります。



(4) 簡易水道

<試算条件>

- 耐用年数：40年
- 管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- 建設年度が不明の簡易水道管
 - ・平成29(2017)年度から令和38(2056)年度の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)
- 耐用年数を超過している簡易水道管
 - ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29(2017)年度から5年間で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)
- 方針：施設、水道管の点検・診断等を通じて劣化状況を総合的に評価し、改修や更新の優先順位付け、改修、更新時期の検討を行うことで、計画的な更新、改修および維持管理費用の平準化を図ります。



(5) 下水道・農業集落排水

< 試算条件 >

■耐用年数：50年

■管路の更新費用単価：「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用

■建設年度が不明の管路

- ・平成29(2017)年度から令和38(2056)年度の40年間で処理(更新費を40年間で均等に振り分け)

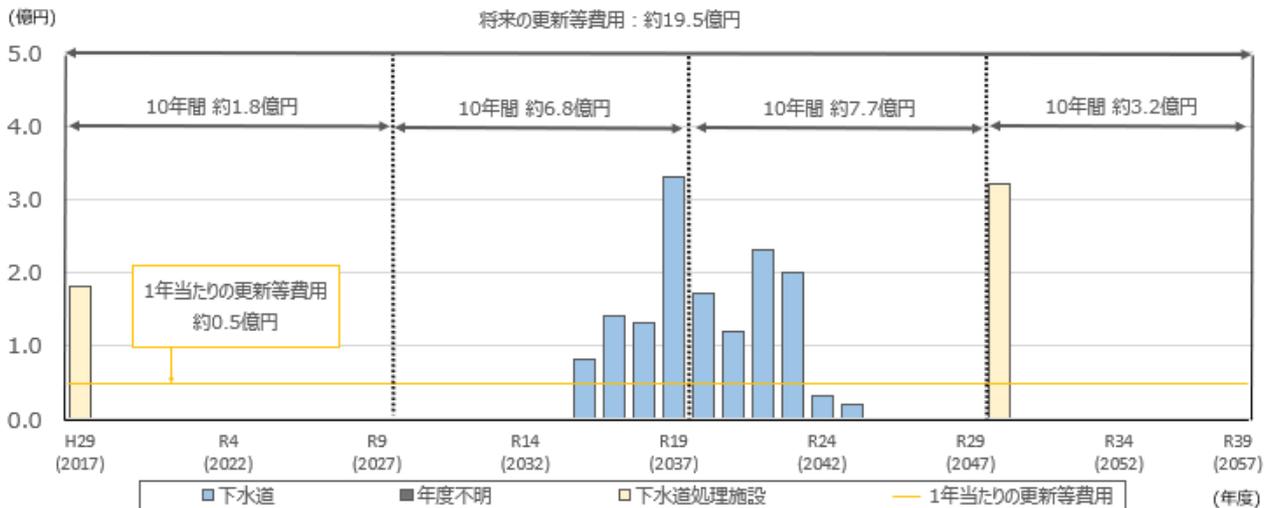
■耐用年数を超過している管路

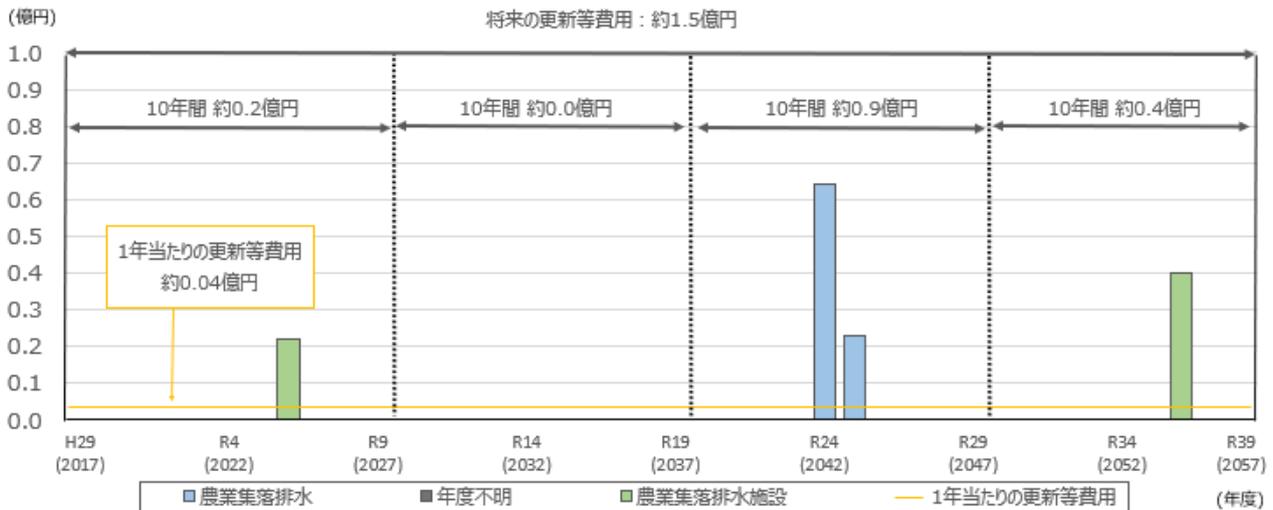
- ・試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成29(2017)年度から5年間で処理(更新費を5年間で均等に振り分け)

■付帯施設

- ・建築後、60年で更新(建替え)、30年で大規模改修を実施
- ・更新(建替え)費用、大規模改修費用の単価は、「公共施設等更新費用試算ソフト」の36万円/m²、20万円/m²を採用

■方針：施設、下水道管の点検・診断等を通じて劣化状況を総合的に評価し、改修や更新の優先順位付け、改修、更新時期の検討を行うことで、計画的な更新、改修および維持管理費用の平準化を図ります。





(6) 本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

【財政効果】

(単位：百万円)

種別	更新費用	計
1 公共施設等	▲4,003	▲4,003
2 道路	1,880 ※1	1,880
3 橋梁	810 ※2	810
4 簡易水道	1,320 ※2	1,320
5 公共下水道	1,950 ※2	1,950
6 農業集落排水	150 ※2	150
合計	2,107	2,107

※1 ライフサイクルコストとしての計算となるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

※2 橋りょう、水道、公共下水道、農業集落排水の財政効果は今後、個別施設計画上で算出予定

計画対策に必要な財源については、地方債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

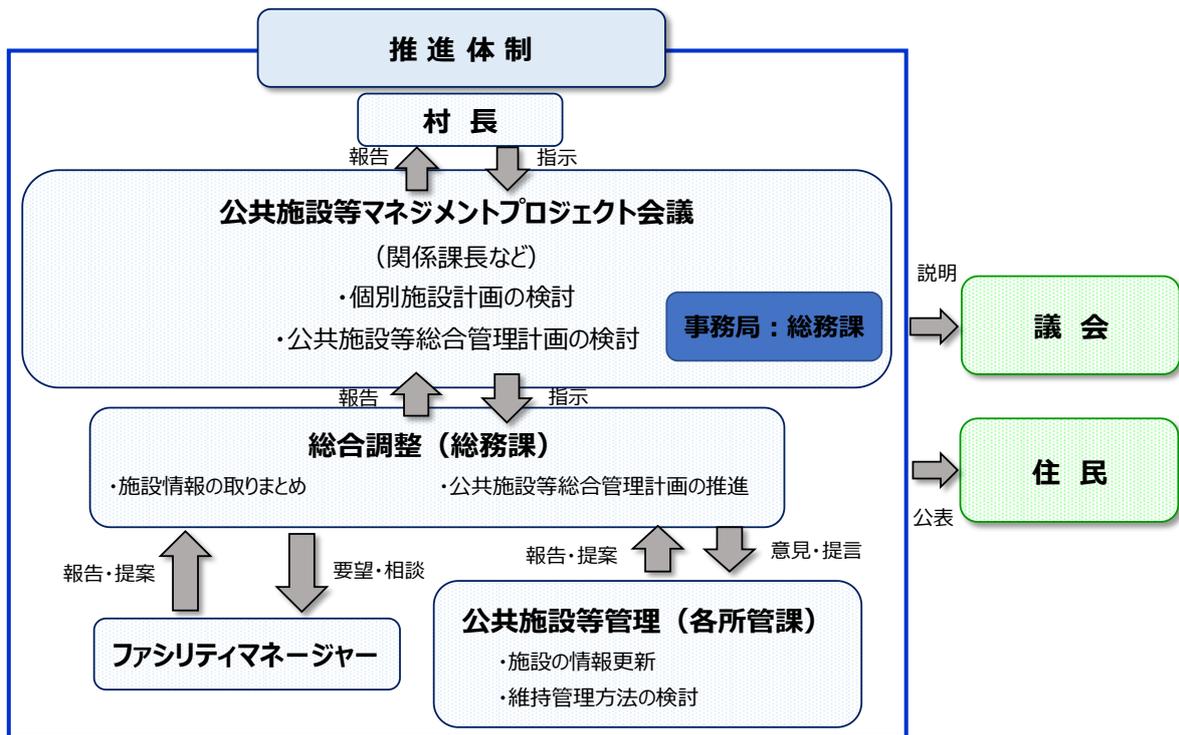
しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、一般財源の負担軽減を図りつつ、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。



公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制・推進スケジュール

本計画については、各公共施設の所管課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメントプロジェクト会議（仮称）」を設置し協議のうえ推進します。



各年度における推進スケジュールは以下のとおり進めます。

- (1) 各年度の最初に固定資産台帳及び施設カルテの更新を行い、基礎的なデータ及び情報を整理します。
- (2) 「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で各個別施設計画及び施設カルテを基に、長期的な計画及び次年度以降の施設改修等の優先順位や実施内容を協議します。また、ここでは前年度以前に実施した計画推進内容の確認・評価を行います。
- (3) 「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容は個別施設計画の修正及び反映を行います。
- (4) 「公共施設等総合管理計画 推進会議②」では、「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容を基に、次年度に実施される計画内容の優先順位等を協議します。
- (5) 「公共施設等総合管理計画 推進会議②」で協議された内容は次年度予算計上への検討事項となります。

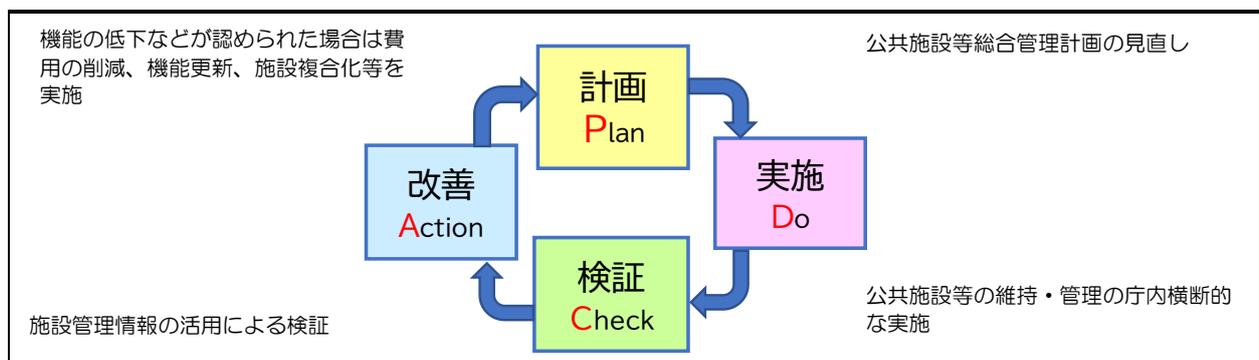
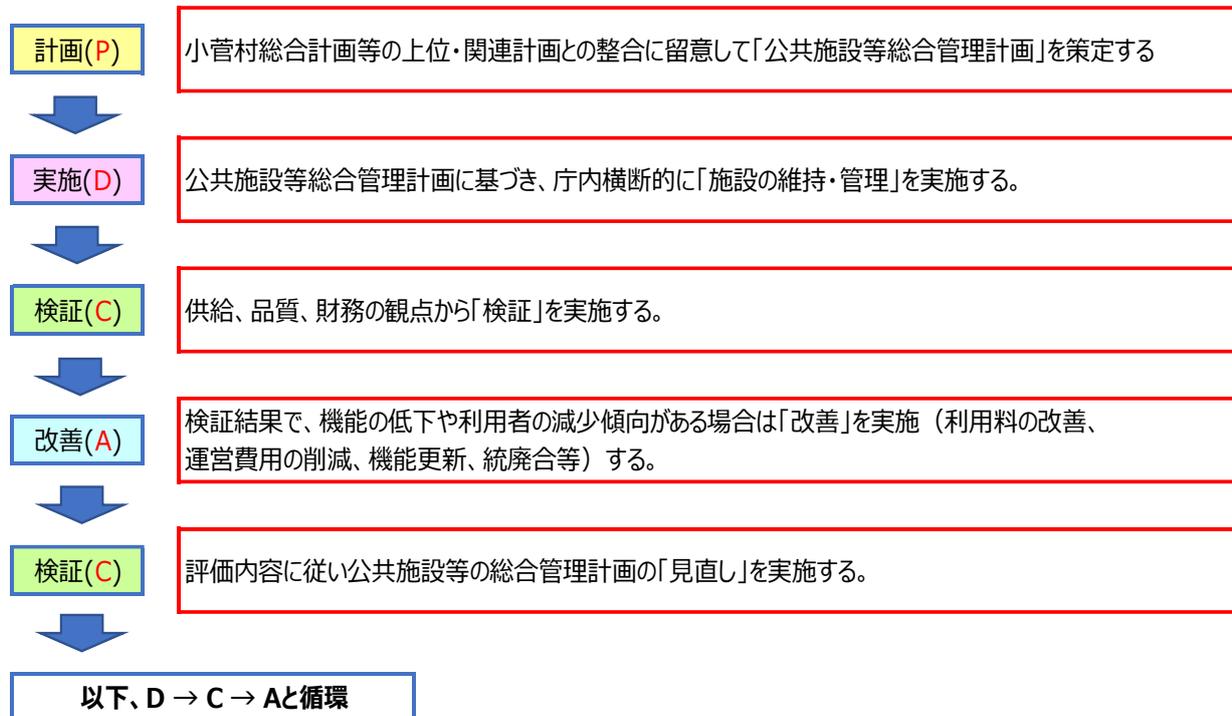
■計画推進スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産台帳の更新	■											
施設カルテの更新	■											
公共施設等総合管理計画 推進会議①				■								
個別施設計画管理①					■	■						
公共施設等総合管理計画 推進会議②							■					
次年度予算への検討								■	■			
個別施設計画管理②										■	■	■

2. フォローアップと PDCA サイクルの確立

本計画は、実効性を確保するため、PDCA サイクルを活用して、継続的な取組を行い、今後の財政状況や環境の変化に応じて推進体制に従い、見直し等を行います。

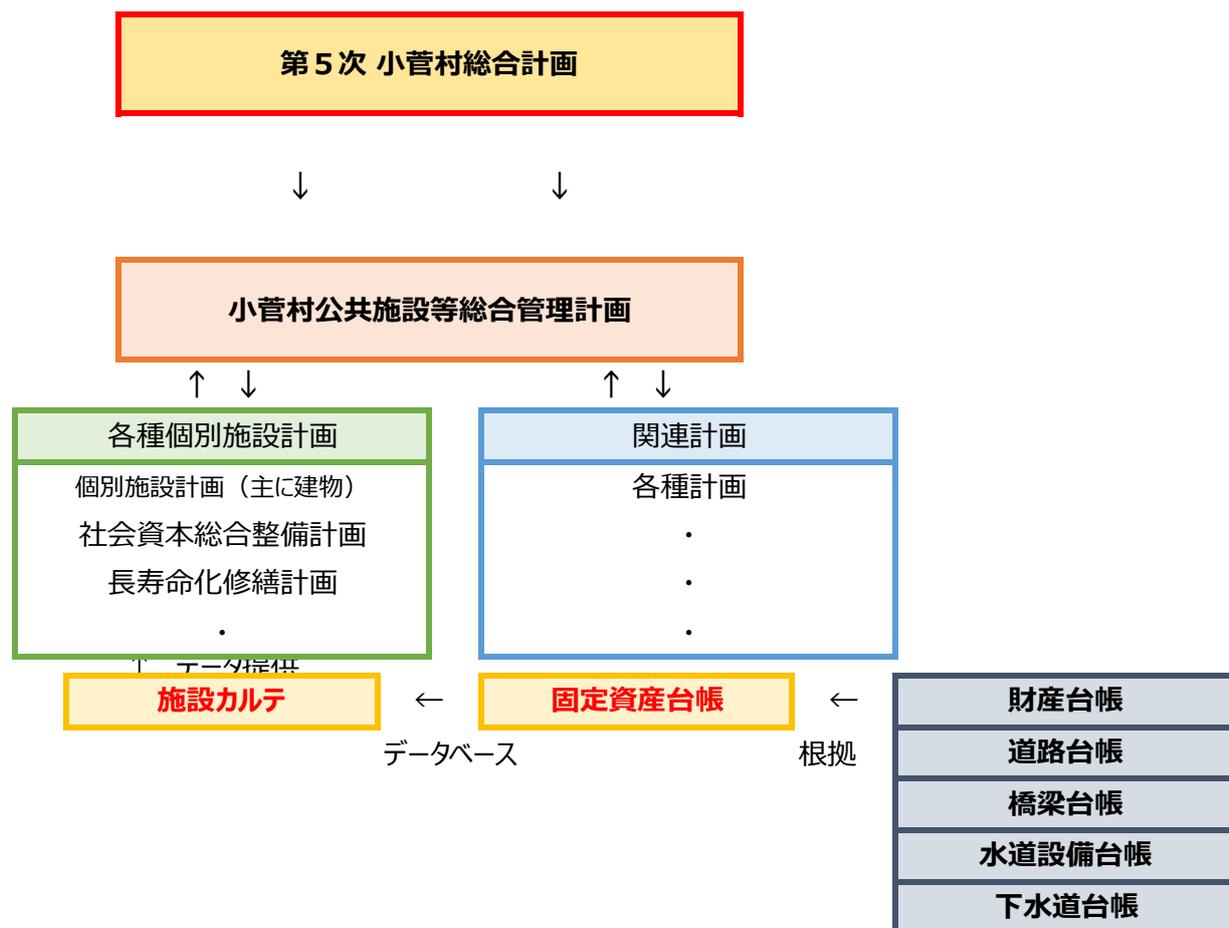
また、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、本計画の推進体制を通じて、庁内で計画の推進を図るとともに、議会や住民の方に対し随時情報提供を行い、村全体で意識の共有化を図ります。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、公共施設等マネジメントプロジェクトにおいて、調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。



※ 個別施設計画は令和3（2021）年度に策定済みのものを記載しております

■参考資料1

：総務省自治財政局財務調査課長通知（令和4年4月1日）

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」 抜粋・一部加工

■通知内容

見直し後の総合管理計画に基づき、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度まで5年間事業期間を延長するとともに、対象事業の拡充を行いました。

このような状況も踏まえ、令和4年度以降も、各地方公共団体において、見直し後の総合管理計画の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日策定（平成30年2月27日改訂））について、必要な見直しを行い、別添のとおり改訂しました。

■記載すべき事項

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の状況

- ・計画策定年度及び改訂年度
- ・計画期間
- ・施設保有量
- ・現状や課題に関する基本認識
- ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移
- ・有形固定資産減価償却率の推移

(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

- ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額
- ・経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・脱炭素化の推進方針（新規）
- ・統合や廃止の推進方針
- ・数値目標
- ・地方公会計（固定資産台帳等）の活用
- ・保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- ・広域連携
- ・地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(3) P D C A サイクルの推進方針

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- ・個別施設計画との整合性に留意し、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえた安全確保の実施方針

P

A

G

F

・個別施設計画との整合性に留意し、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえた耐震化の実施方針

■留意事項

●行政サービス水準等の検討

●公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実

総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である。

●数値目標の設定と PDCA サイクルの確立

計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。

なお、数値目標は特定の分野のみを対象とすることなく、公共施設等の全体を対象とすることが望ましいこと。

計画期間内の一定の期間で定めた PDCA サイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCA サイクルの確立に努めること。

●PPP/PFI の活用について

●市区町村域を超えた広域的な検討等について

■その他

●地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。

点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

■参考資料 2

施設更新費用等算出根拠

	長寿命化・検討中	建替え
地域会館関連	250,000 円/m ²	400,000 円/m ²
学校	170,000 円/m ²	330,000 円/m ²
社会体育関連	200,000 円/m ²	360,000 円/m ²
産業振興関連	250,000 円/m ²	400,000 円/m ²
子育て・福祉関連	200,000 円/m ²	360,000 円/m ²
その他	200,000 円/m ²	360,000 円/m ²
庁舎等	250,000 円/m ²	400,000 円/m ²
住宅	170,000 円/m ²	280,000 円/m ²
社会教育関連	250,000 円/m ²	400,000 円/m ²

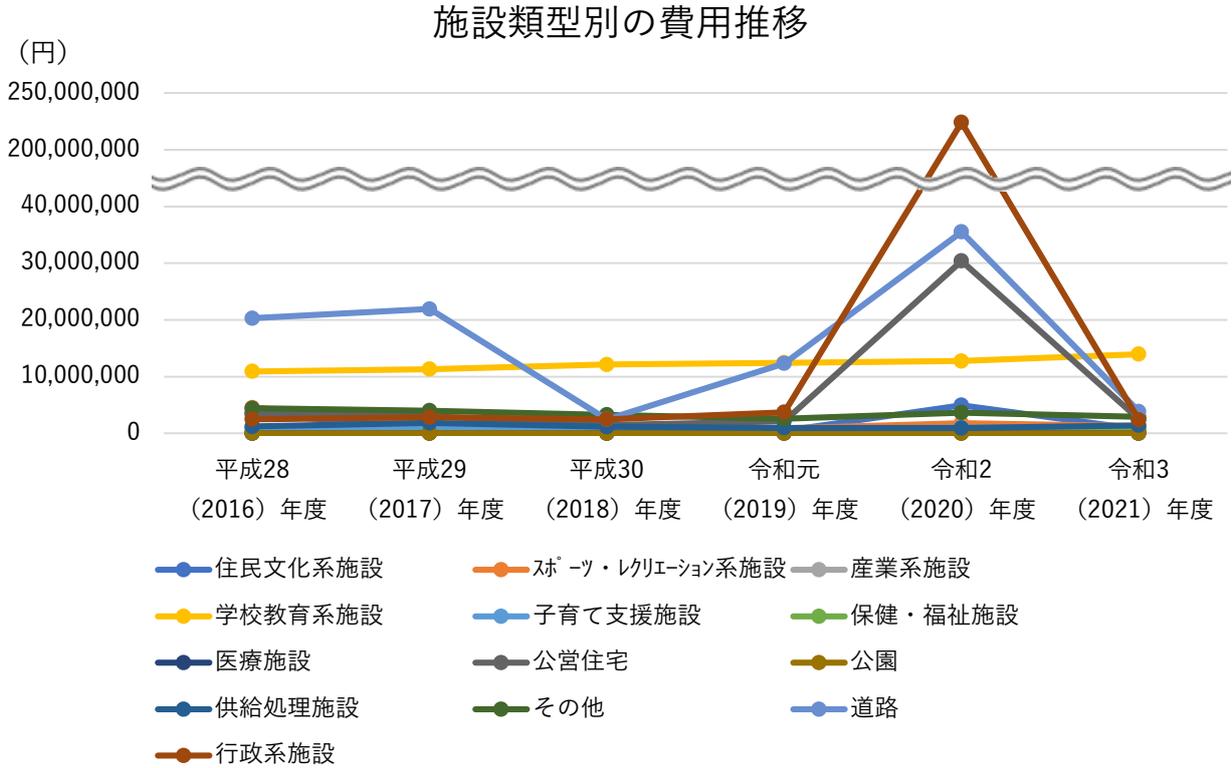
※ 現状維持、利用検討は長寿命化費用で計算

※ 譲渡、廃止、解体検討、統廃合検討は 0 円で計算

※ 対策費用は総務省が提供している更新費用試算ソフト内にある単価を基に算出

■参考資料 3

施設類型別の維持管理費用の推移

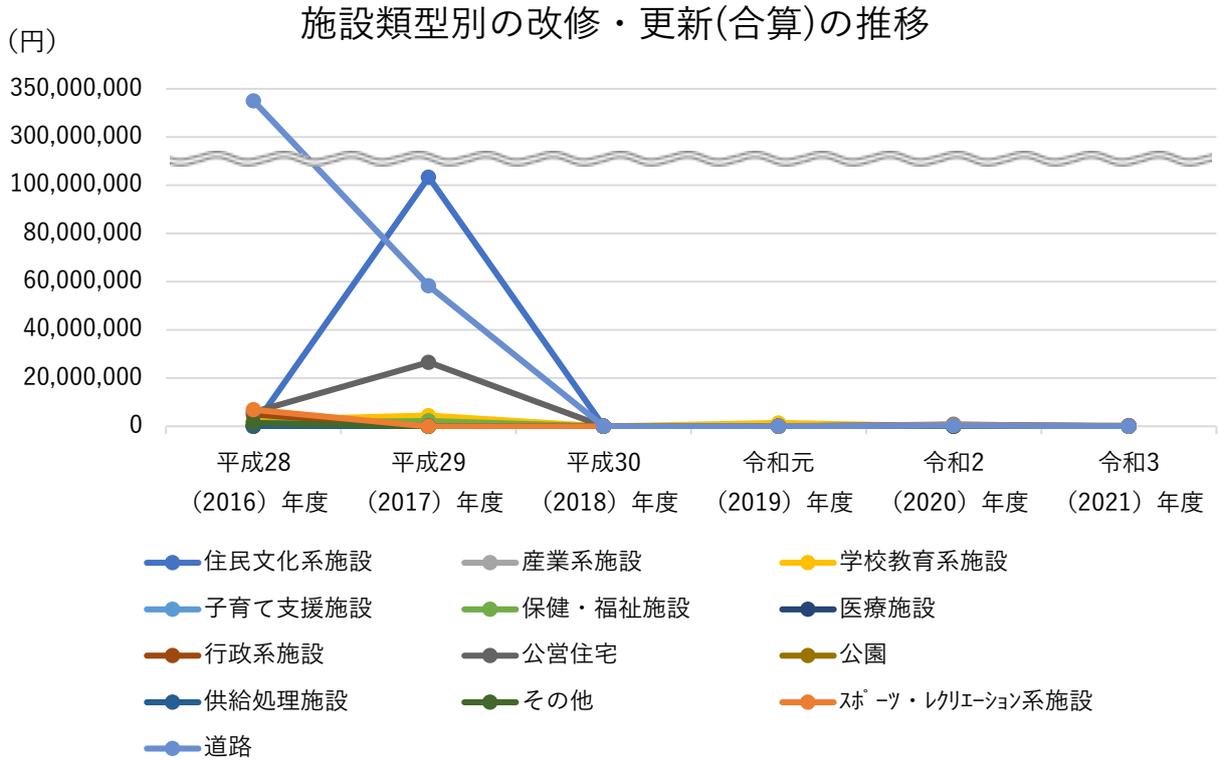


(単位：円)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
住民文化系施設	3,350,517	1,150,764	421,182	425,826	4,959,910	736,532
スポーツ・レクリエーション系施設	4,534,167	1,750,310	1,509,447	909,280	1,793,631	1,309,688
産業系施設	0	0	0	0	0	0
学校教育系施設	10,926,965	11,313,226	12,143,547	12,457,148	12,751,316	13,973,265
子育て支援施設	761,542	1,057,393	669,488	719,433	1,026,285	882,890
保健・福祉施設	0	82,300	0	94,591	0	372,680
医療施設	0	0	0	0	78,650	0
行政系施設	10,348,721	11,888,036	10,324,434	15,485,122	228,401,012	10,047,258
公営住宅	3,625,077	3,025,373	1,488,235	2,135,923	30,387,789	2,516,666
公園	0	0	0	0	0	0
供給処理施設	1,220,568	1,828,930	1,162,359	974,603	932,592	1,415,517
その他	4,441,602	4,012,221	3,268,633	2,578,725	3,671,600	2,937,826
道路	20,307,697	21,935,699	2,501,198	12,324,565	35,517,157	3,864,762
総計	59,516,856	58,044,252	33,488,523	48,105,216	319,519,942	38,057,084

■参考資料 4

施設類型別の改修・更新費用の推移



(単位：円)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
住民文化系施設	0	103,356,000	0	0	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	16,065,855	0	0	0	1,397,000	0
産業系施設	0	0	0	0	0	0
学校教育系施設	2,641,176	4,465,723	0	1,381,600	0	0
子育て支援施設	0	0	0	0	0	0
保健・福祉施設	1,560,600	2,268,000	0	0	0	0
医療施設	0	0	0	0	0	0
行政系施設	4,860,000	0	0	46,200	330,000	272,800
公営住宅	5,910,860	26,574,616	0	0	800,000	0
公園	0	0	0	0	0	0
供給処理施設	0	0	0	0	0	0
その他	1,390,000	0	0	0	0	0
道路	314,970,308	135,967,162	0	0	803,000	0
総計	347,398,799	272,631,501	0	1,427,800	3,330,000	272,800

小菅村 公共施設等総合 管理計画

令和5年3月

発行 小菅村
企画・編集 小菅村 総務課

〒409-0211

山梨県北都留郡小菅村 4698 番地 小菅村役場 1 階

TEL 0428-87-0111